

支え合いのまち千葉推進計画 ～第6期千葉市地域福祉計画～ 素案

令和8年8月

千葉市保健福祉局健康福祉部地域福祉課

第1章 策定にあたって

1	策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画期間	4

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1	各種統計データ	5
2	アンケート等データ	16
3	国の動向	21
4	地域における活動主体とその役割	23
5	今後の課題	30

第3章 計画の体系・推進体制

1	基本理念	34
2	基本目標	34
3	計画の構成	35
4	取組方針等	35
5	圏域の考え方	36
6	計画策定経過	37
7	計画の推進体制	38
8	計画の評価	40

第4章 ともに支え合い、活力ある地域づくりの推進

施策の方向性 1	地域活動の担い手の確保	42
施策の方向性 2	地域での支え合い、助け合い	46
施策の方向性 3	地域活動の活性化	50
施策の方向性 4	地域の安全・安心づくり	53

第5章 包括的な支援体制の整備

1	包括的な支援体制とは	56
2	包括的な支援体制を整備する背景	57

3	包括的な支援体制を整備するための事業	58
4	包括的な支援体制の現状・課題と今後の方向性	63

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

1	
2	

第7章 再犯防止推進計画

1	
2	

別冊 資料編

第1章 策定にあたって

1 策定の趣旨

(1) 現状と課題

現在、わが国では少子高齢化が加速し、人口減少社会が本格化しています。千葉市においても、ひとり暮らし高齢者や共働き世帯の増加などにより、かつて地域社会が持っていた「互助」の機能が低下し、住民同士のつながりの希薄化が大きな課題となっています。

これらの社会情勢の変化に伴い、ひきこもり、いわゆる「ごみ屋敷」、育児と介護を同時に担う「ダブルケア」、80代の親が50代の子を経済的に支えることで生じる「8050問題」など、既存の制度だけでは対応が困難な複雑化・複合化した地域生活課題が浮き彫りになっています。こうした課題は、地域における支え合いの力の低下により、当事者が孤立したまま深刻化・潜在化する傾向にあります。

これらの課題は個別分野の縦割りのアプローチのみで解決することは困難であり、住民、関係機関、行政等など、様々な主体が連携し、分野を横断する「包括的な支援体制」の整備が不可欠です。

一方、地域づくりの現場では、地域福祉活動を支える担い手の不足に加え、担い手の高齢化や固定化が深刻な問題となっています。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大（令和2(2020)年1月～令和5(2023)年5月。以下「コロナ禍」といいます。）を経て、活動の休止や縮小を余儀なくされたことで、活動の継続が困難となっている地域も生じています。

本計画では、こうした地域社会の変容や実情および第5期計画の成果と課題を踏まえ、地域の多様な主体が分野や世代を超えてつながり、支え合いの力を高める仕組みづくりを推進します。これにより、誰もが住み慣れた地域で役割と生きがいを持ち、自分らしく暮らし続けることができる「地域共生社会」の実現を目指します。

地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいいます。

(厚生労働省ホームページ)

(2) 地域での取組み（第3章・第4章参照）

市内全域において共通する以下の4項目について、多様な主体が、各地域の実情に合わせ互いに手を取り合い、解決に向けた取組みを展開し、誰もが安心して暮らせる住民同士の支え合いの仕組みをつくります。

- 1 地域活動の担い手の確保
- 2 地域での支え合い、助け合い
- 3 地域活動の活性化
- 4 地域の安全・安心づくり

(3) 市・千葉市社会福祉協議会の取組み（第3章～第5章参照）

市及び千葉市社会福祉協議会（以下「市社協」といいます。）は、地域福祉活動を推進する強力なパートナーとして、市内の地域福祉に対する視座・視点を共有し、地域の取組みを下支えする補助制度の整備や普及啓発に加え、市全域で中長期的な視点を持って進めるべき事業・施策を推進します。その際、その他の社会福祉法人や民間企業など、多様な主体との連携を視野に入れて取り組みます。

また、複雑化・複合化した地域生活課題に対し、市民や専門機関が連携し、まろごと支援する包括的支援体制を整備します。

2 計画の位置付け

(1) 根拠法令

支え合いのまち千葉推進計画は、社会福祉法第107条の規定による「市町村地域福祉計画」として策定しています。

また、地域福祉に関連性のある課題を取り扱う次の計画も盛り込むこととします。

1 成年後見制度利用促進基本計画

（成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定による）

2 再犯防止推進計画

（再犯の防止等の推進に関する法律第8条による）

社会福祉法（令和9年4月1日施行）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- （1）地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - （2）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - （3）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - （4）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - （5）地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
 - （6）地域における保健医療、労働、教育、住まい、地域再生及び防災に関する施策、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策その他の関連施策との連携に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

成年後見制度の利用の促進に関する法律

(市町村の講ずる措置)

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

再犯の防止等の推進に関する法律

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

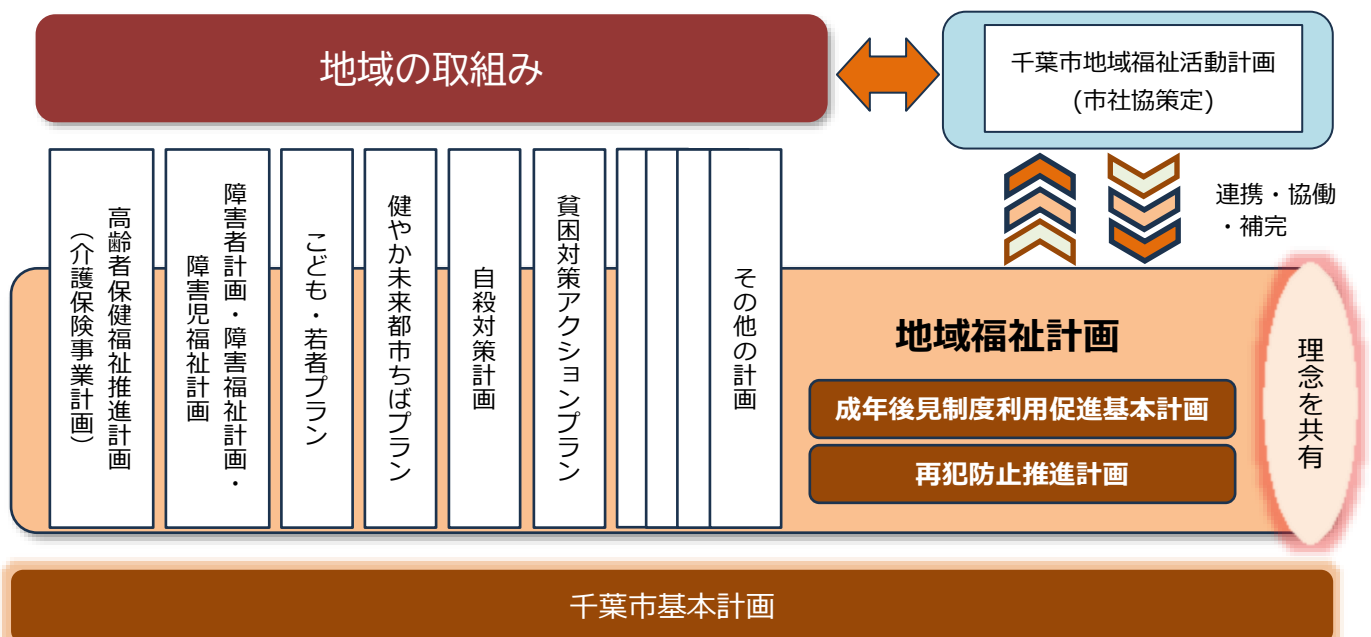
(2) 関連する計画との関係

本計画は、千葉市の行政運営の指針となる総合計画と理念や将来像、方向性を共有し、保健・医療・福祉のみならず、防災、生涯学習、まちづくり等の分野別計画を地域福祉の共通の視点から整理することで、各計画を横断的につなぎ、制度の狭間にある課題への対応を図るものです。

また、地域住民が直面する多様な地域生活課題を集約・整理し、各福祉分野の枠組みを超えて一体的に取り組むための福祉分野における基本計画として位置付けます。

さらに、市社協が策定する地域福祉活動計画とは、地域福祉の理念や目指す方向性をはじめ、基本方針、各種基礎データおよび課題認識を共有するとともに、相互に連携・協働しながら地域福祉の推進を図ります。

【地域福祉計画と他計画の関係】(イメージ)

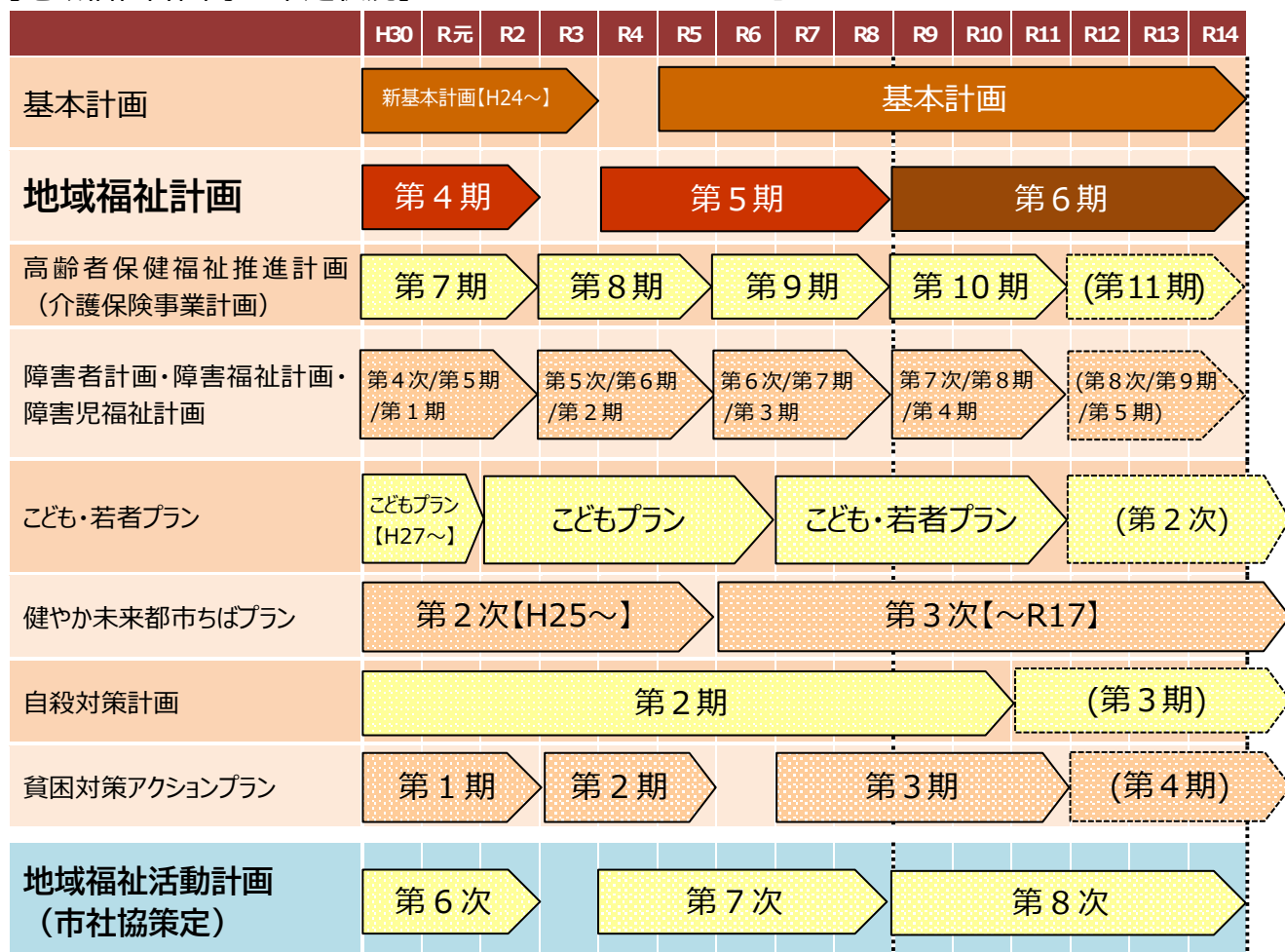


3 計画期間

計画期間は、保健福祉部門の主な計画（高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）など）が3年を一期として策定していることを考慮して、令和9（2027）年度から令和14（2032）年度までの6年間とします。

なお、市社協が策定する第8次地域福祉活動計画も同様としています。

【地域福祉計画等の策定状況】 *予定を含む。計画名の「千葉市」は省略。



SDGsとの関連性

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて定められた、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことで、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

本計画においても、この目標を踏まえて各種施策を推進していきます。

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 各種統計データ

(1) 少子高齢化に関するデータ

ア 人口と高齢者およびこどもの数

千葉市の人口は、これまで増加を続けてきましたが、今後減少に転ずる見通しです。令和8(2026)年6月末現在 990,125 人（住民基本台帳人口）となっており、その年齢層別の内訳は次のとおりです。

令和8(2026)年6月末時点の年齢層別人口

年齢区分			人口	比率
15 歳未満（年少人口）			103,725 人	10.5%
15 歳～64 歳（生産年齢人口）			626,662 人	63.3%
65 歳以上（高齢者）	全体		259,738 人	26.2%
	内 訳	65 歳～74 歳	100,718 人	10.2%
		75 歳以上（後期高齢者）	159,020 人	16.0%
合計			990,125 人	

本計画の最終年度となる令和14(2032)年には、65歳以上の高齢者人口は281,700人、高齢化率は29.3%になる見込みとなっています。

【千葉市の年齢3区分別人口と高齢化率の推移】

	R4	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R22
0～14歳	111,562	104,997	10月に確定	10月に確定	10月に確定	10月に確定	10月に確定	10月に確定	10月に確定	10月に確定
0～14歳割合	11.4%	10.6%	10月に確定	10月に確定	10月に確定	10月に確定	10月に確定	10月に確定	10月に確定	10月に確定
15～64歳	609,472	622,620	10月に確定	10月に確定	10月に確定	10月に確定	10月に確定	10月に確定	10月に確定	10月に確定
65～74歳	115,687	102,041	10月に確定	10月に確定	10月に確定	10月に確定	10月に確定	10月に確定	10月に確定	10月に確定
65歳以上割合	26.3%	26.2%	10月に確定	10月に確定	10月に確定	10月に確定	10月に確定	10月に確定	10月に確定	10月に確定
75歳以上	141,102	156,725	10月に確定	10月に確定	10月に確定	10月に確定	10月に確定	10月に確定	10月に確定	10月に確定
75歳以上割合	14.4%	15.9%	10月に確定	10月に確定	10月に確定	10月に確定	10月に確定	10月に確定	10月に確定	10月に確定
総人口	977,823	986,383	10月に確定	10月に確定	10月に確定	10月に確定	10月に確定	10月に確定	10月に確定	10月に確定

※千葉市住民基本台帳人口(9月末時点)

原案作成時にグラフ化します。

イ 世帯の家族類型の変化

千葉市の世帯の家族類型は、「夫婦とこども」世帯の占める割合が平成 17 (2005) 年から令和 7 (2025) 年にかけて○ポイント減少する一方で、「単独世帯」の割合が○ポイント増加しています。

原案作成時にグラフ化します。

【千葉市の世帯の家族類型の変化】

	H17	H22	H27	R2	R7
夫婦とこども	35.0%	31.7%	30.7%	26.8%	9月に確定
夫婦のみ	20.6%	21.1%	21.2%	19.9%	9月に確定
ひとり親とこども	8.2%	8.1%	8.6%	8.8%	9月に確定
核家族以外	6.5%	5.4%	4.8%	3.9%	9月に確定
単独	29.0%	33.0%	33.8%	39.5%	9月に確定
非親族を含む	0.7%	0.8%	0.9%	1.1%	9月に確定

ウ ひとり暮らし高齢者数の推移

千葉市のひとり暮らし高齢者は、令和 7 (2025) 年に実施した国勢調査によると約○人、高齢者に占めるひとり暮らし高齢者の割合は○%となっています。

将来推計では、団塊ジュニア世代が全て 65 歳以上となる令和 22 (2040) 年には、ひとり暮らし高齢者数は約○万人、高齢者に占めるその割合は○%まで上昇する見込みとなっています。

【千葉市のひとり暮らし高齢者数の推移】

	H27	R2	R7	R12	R17	R22
65歳以上（市全体）	238,213	249,963	12月に確定	12月に確定	12月に確定	12月に確定
ひとり暮らし高齢者	43,847	48,326	12月に確定	12月に確定	12月に確定	12月に確定
ひとり暮らし高齢者の割合	18.4%	19.3%	12月に確定	12月に確定	12月に確定	12月に確定

確定後グラフ化します。

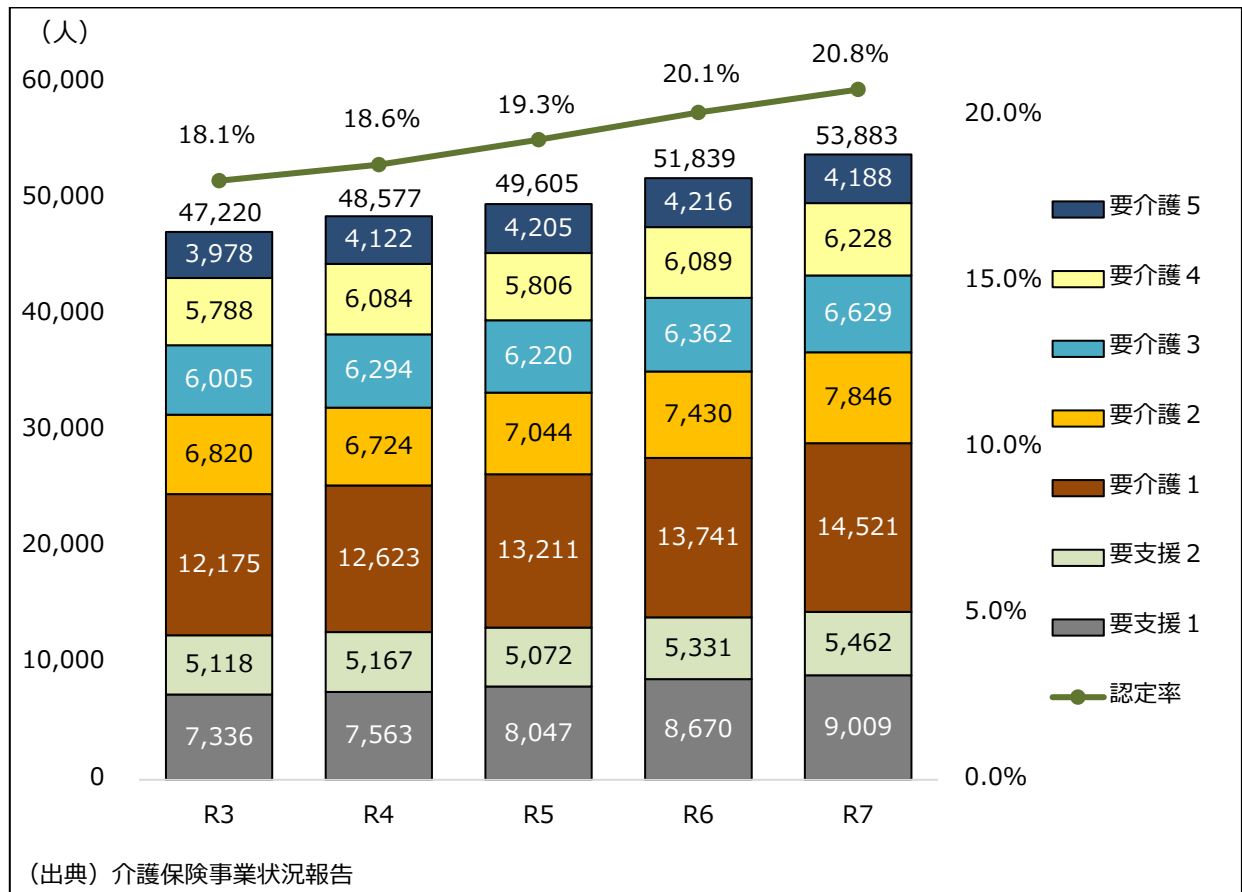
(2) 要支援者等に関するデータ

ア 要支援・要介護認定者の状況

千葉市の要支援・要介護認定者数及び認定率（第 1 号被保険者に対する認定者数の割合）は、高齢者の増加に伴い、増加傾向にあります。

令和 7 (2025) 年度末現在の認定者数は、53,883 人で、認定率は 20.8%となっています。要介護度別にみると、要介護 1 が最も多く認定者の約 4 人に 1 人です。これに要支援 1・2 を合わせた軽度者は、認定者の約半数を占めています。

【千葉市の要支援・要介護認定者数、認定率の推移】（各年度3月末時点）



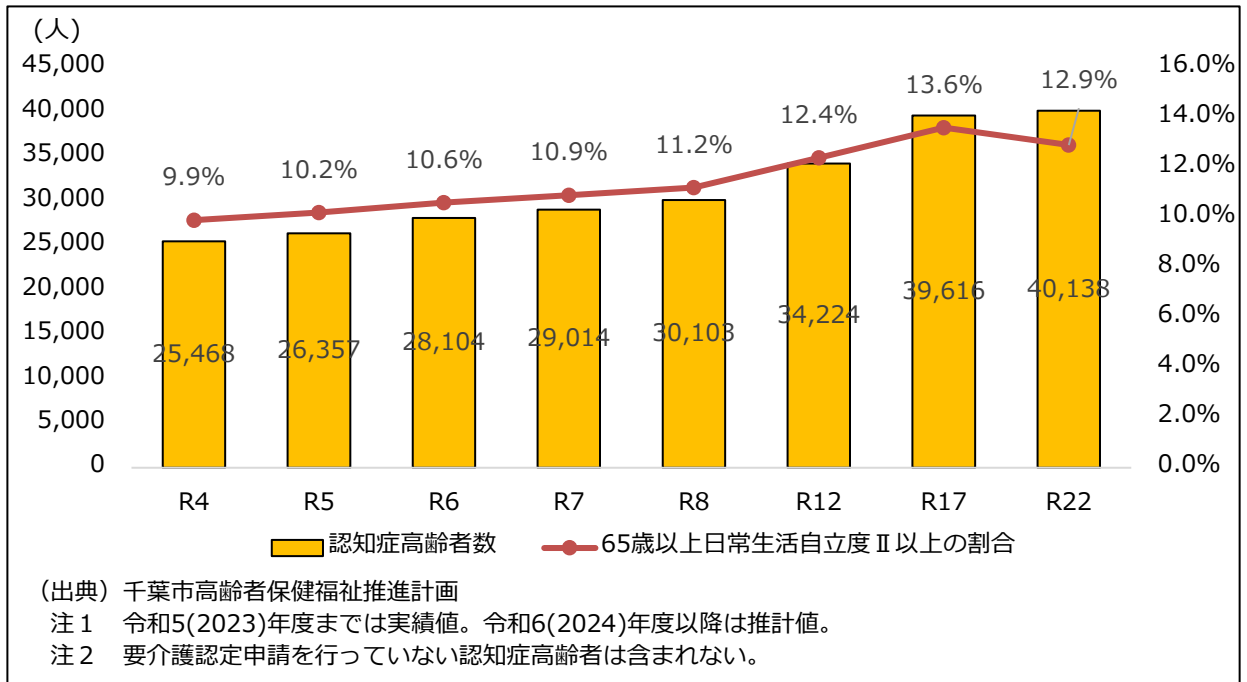
イ 認知症高齢者の状況

高齢化に伴い、在宅生活を継続するため、身近な地域での支援を必要とする認知症高齢者の数も増加しています。

千葉市の認知症高齢者数（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ* 以上の高齢者）は、令和8(2026)年9月末現在で○人、65歳以上の高齢者人口に占める割合は、○%となっており、今後もさらなる増加が見込まれています。

*日常生活自立度：高齢者の障害や認知症の程度の指標。認知症高齢者については、症状が軽い順にランクⅠ～Ⅳ及びMに分けられる。ランクⅡは、「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態」をいう。

【千葉市の認知症高齢者数と高齢者人口に対する割合の推移】 (人)

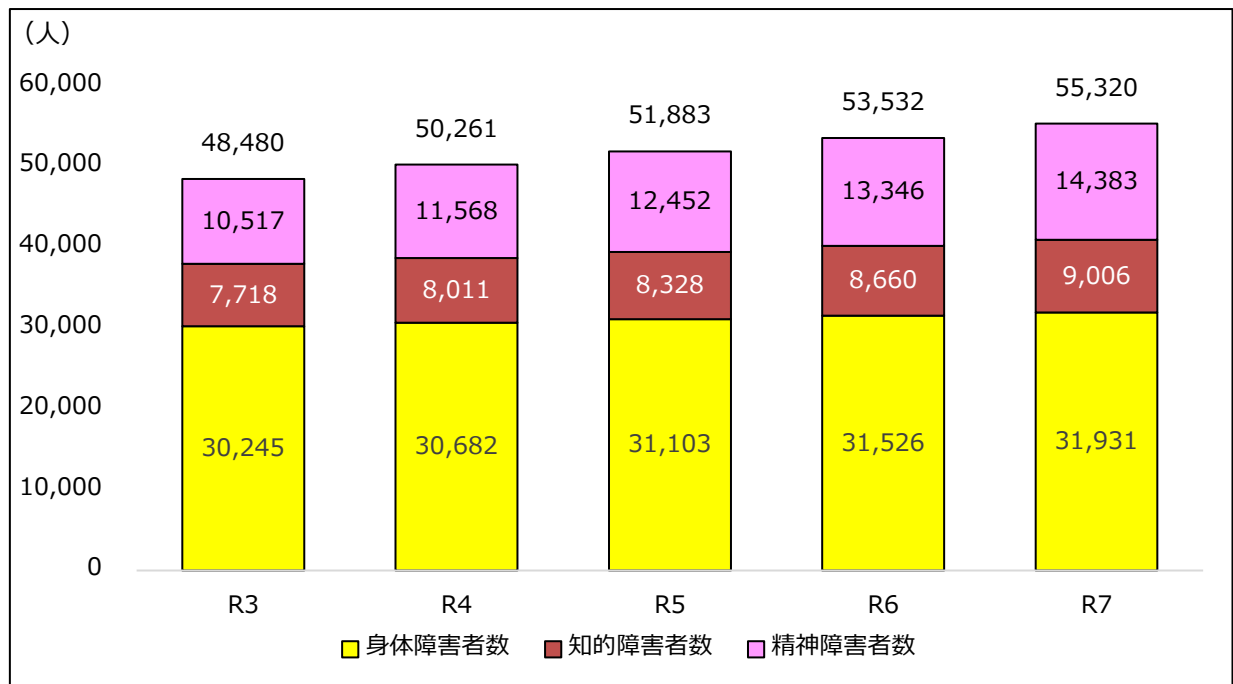


ウ 障害者の状況

千葉市の障害者手帳所持者数は、令和7(2025)年度末現在、合計55,320人です。内訳は身体障害者31,931人、知的障害者9,006人、精神障害者14,383人となっています。

障害者手帳所持者数は、増加傾向にあり、中でも精神障害者数の増加が大きく、5年間で約1.4倍となっています。

【千葉市の障害者手帳所持者数の推移】(各年度3月末時点)



エ 高齢者虐待の状況

令和7(2025)年度の千葉市の在宅における高齢者虐待の相談件数は○件、虐待認定件数は○件となっており、近年は横ばいです。

【千葉市の在宅における高齢者虐待の相談件数及び認定件数の推移】(年度別実績)

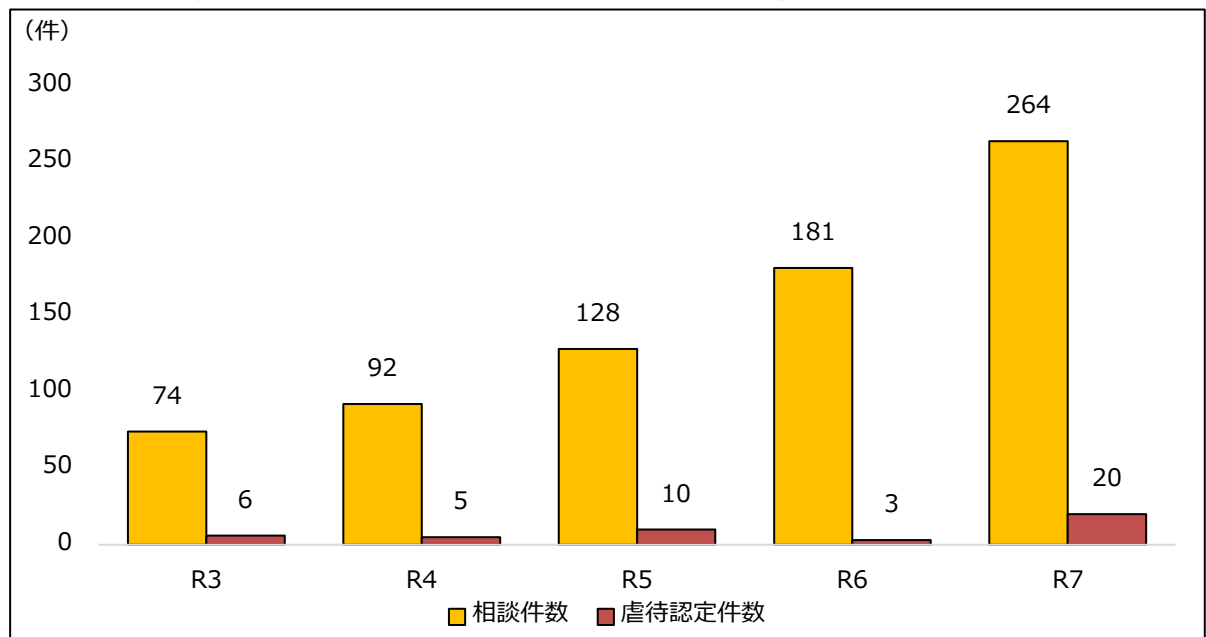
	R3	R4	R5	R6	R7
相談件数	347	373	368	408	12月に確定
虐待認定件数	92	77	66	82	12月に確定

確定後グラフ化します。

オ 障害者虐待の状況

令和7(2025)年度の千葉市の障害者虐待の相談件数は264件、虐待認定件数は20件となっており、近年は増加傾向にあります。

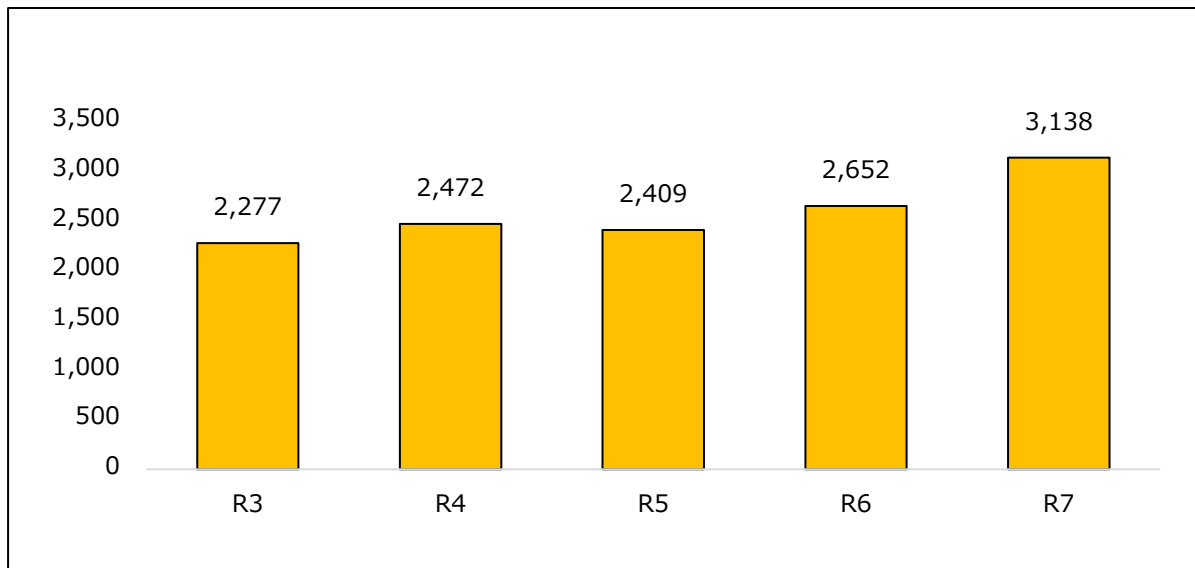
【千葉市の障害者虐待の相談件数及び認定件数の推移】(年度別実績)



カ 児童虐待の状況

令和7(2025)年度の千葉市の児童相談所の児童虐待通告対応件数は、3,138件となっており、近年は増加傾向にあります。

【千葉市の児童相談所の児童虐待通告対応件数の推移】(年度別実績)

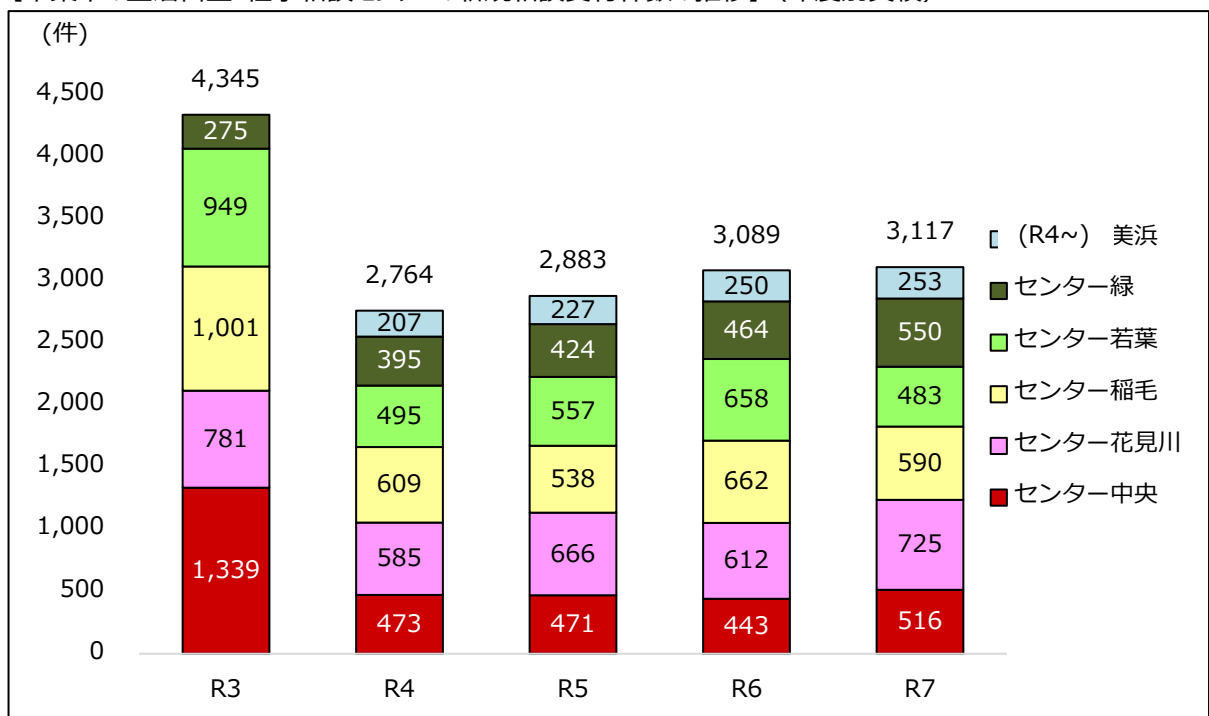


キ 生活困窮者の状況

千葉市の生活困窮者の相談支援窓口である生活自立・仕事相談センターの新規相談受付件数は、令和7(2025)年度は3,117件で、令和4(2022)年度に大きく減少した*ものの、以降毎年わずかに増加しています。

*貸付時に生活自立・仕事相談センターへの相談が義務付けられていた総合支援資金の再貸付が終了したこと、有効求人倍率の改善等により就労に関する相談が減少したことなどの理由が考えられます。

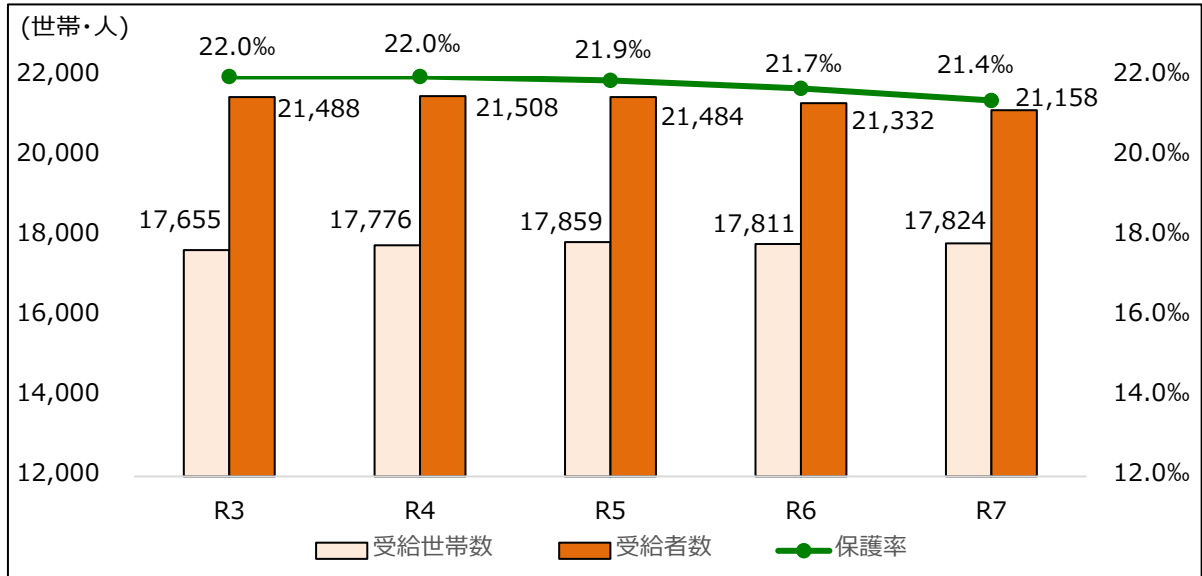
【千葉市の生活自立・仕事相談センターの新規相談受付件数の推移】(年度別実績)



ク 生活保護の状況

令和7(2025)年度現在(月平均)、千葉市の生活保護受給者数は21,158人、受給世帯数は17,824世帯、保護率(市人口に対する生活保護受給者数の割合)は21.4%($\% = 1/1000$)となっており、ほぼ横ばいです。

【千葉市の生活保護受給者数・受給世帯数・保護率の推移】(年度ごとの月平均値)



ケ 外国人住民の状況

令和8(2026)年9月末現在、千葉市の外国人住民は○人(全住民の○%)で、増加傾向にあります。

【千葉市の外国人住民の人口比率】(令和8(2026)年9月末時点)

(単位: 人)

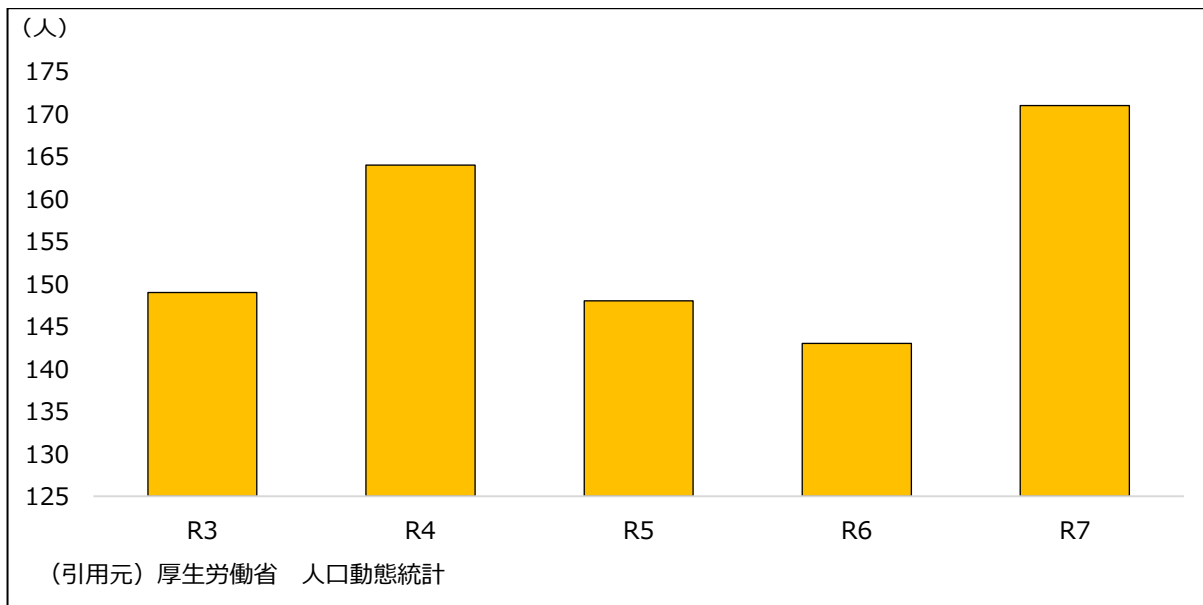
	R4	R5	R6	R7	R8
人口	977,823	978,554	983,620	986,383	10月に確定
外国人住民数	30,626	33,494	38,533	42,787	10月に確定
比率	3.13%	3.42%	3.92%	4.34%	10月に確定

原案作成時にグラフ化します。

コ 自殺者の状況

令和7(2025)年の千葉市の自殺者は171人で、過去5年間で最多になっています。

【千葉市の自殺者数の推移】

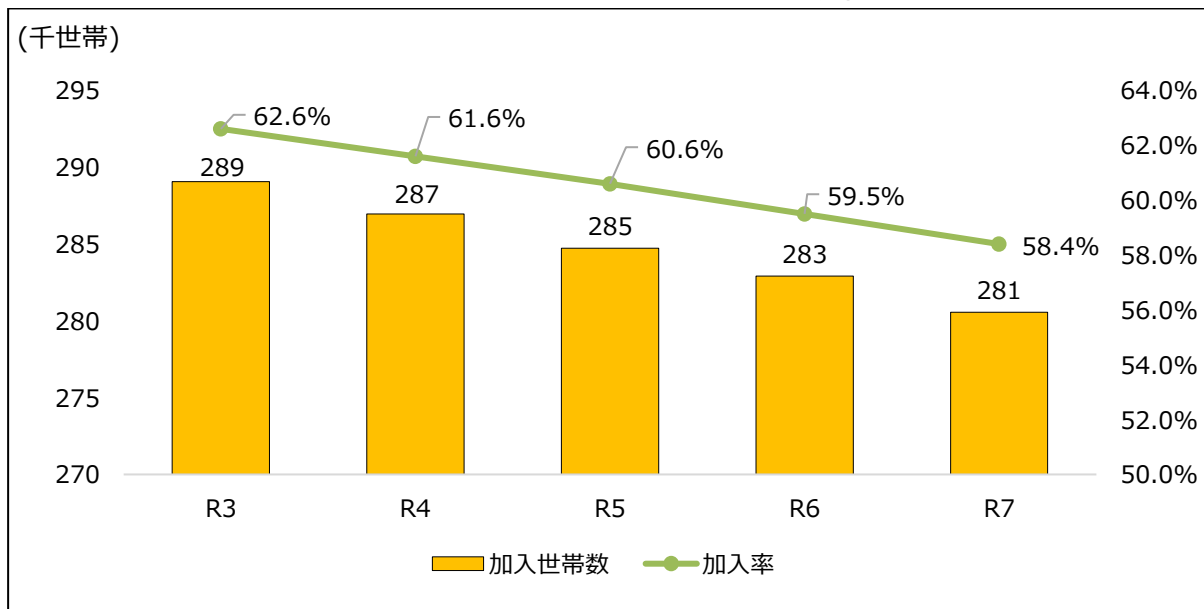


(3) 地域福祉を支える活動者に関するデータ

ア 町内自治会の加入世帯と加入率の推移

令和7(2025)年度末現在、市内の町内自治会の団体数は1,101団体で、団体数の大幅な増減はありませんが、加入率(市世帯数に対する加入世帯数)は年々減少しています。

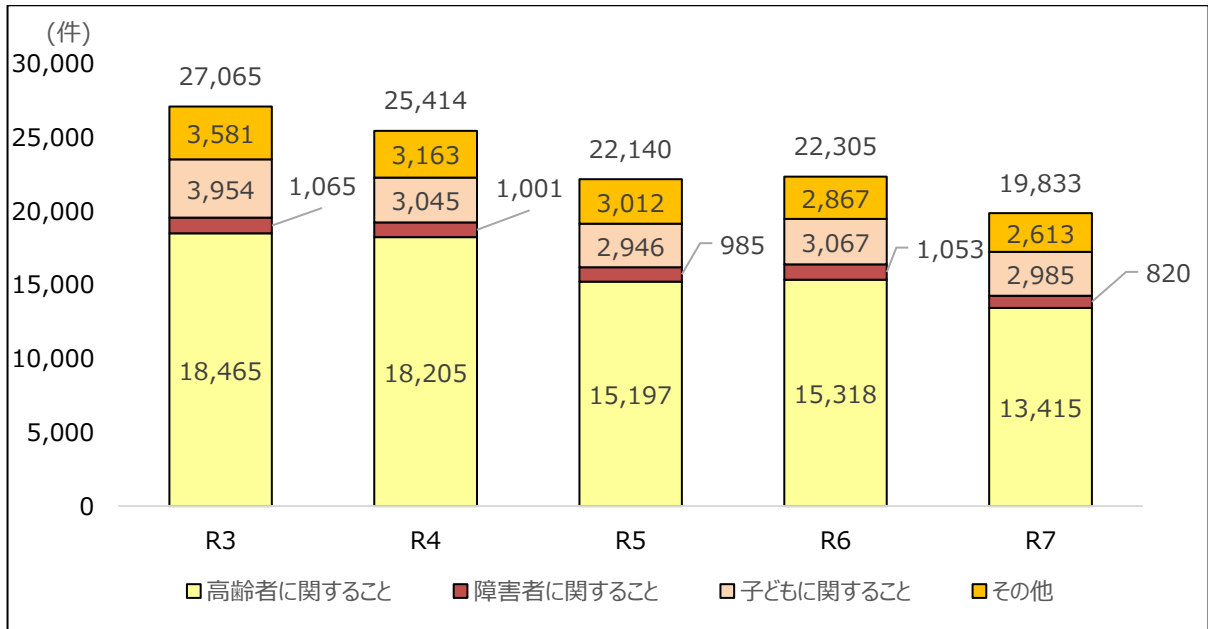
【千葉市の町内自治会の加入世帯数と加入率の推移】(各年度3月末時点)



イ 民生委員・児童委員の活動状況

民生委員・児童委員は、地域住民の身近な相談相手として、高齢者の見守りや子育て支援、生活困窮者への情報提供など、地域において日々様々な活動を行い、行政や専門機関への橋渡し役を担っています。千葉市における相談・支援件数は、近年減少傾向にあります。

【千葉市の民生委員・児童委員の分野別相談・支援件数の推移】（年度別実績）

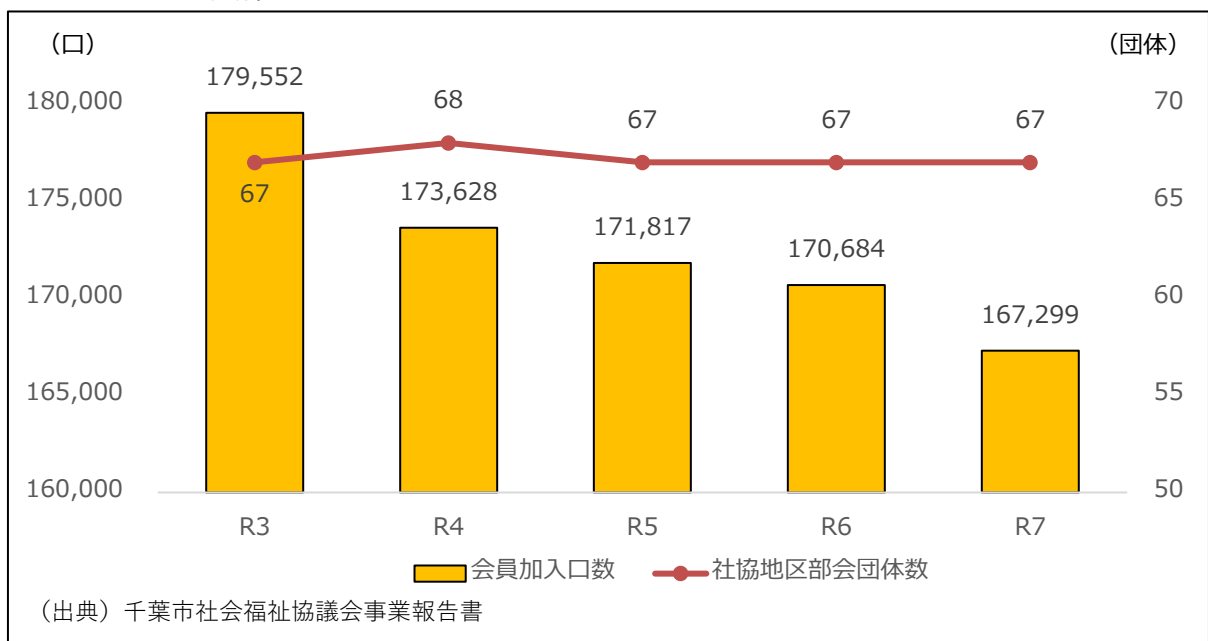


ウ 千葉市社会福祉協議会の会員加入口数と社会福祉協議会地区部会の団体数の推移

市社協の会員加入口数は、令和7(2025)年度末現在167,299口です。

また、社会福祉協議会地区部会（以下「地区部会」といいます。）の団体数は、令和8(2026)年4月現在67団体で、市内のおおよその地域で結成されています。

【千葉市社会福祉協議会の会員加入口数と地区部会の団体数の推移】



エ ボランティアの登録者数

令和7(2025)年度末現在、千葉市の各種ボランティア登録者数は次のとおりです。
全体としては、やや減少傾向にあります。

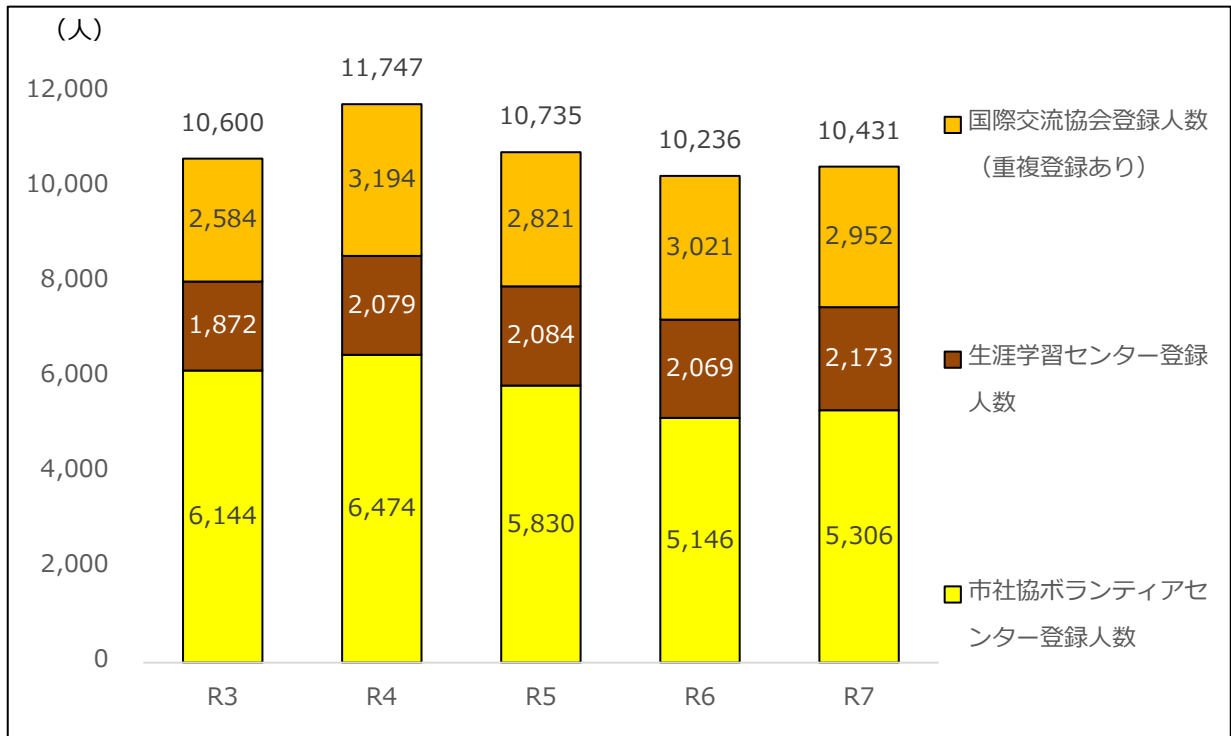
令和7(2025)年度の市のボランティア登録者数

(単位：人)

種別	ボランティアセンター	生涯学習センター	国際交流協会
登録者数	5,306	2,173	2,952

*重複登録あり

【ボランティアの登録者数の推移】(各年度3月末時点)



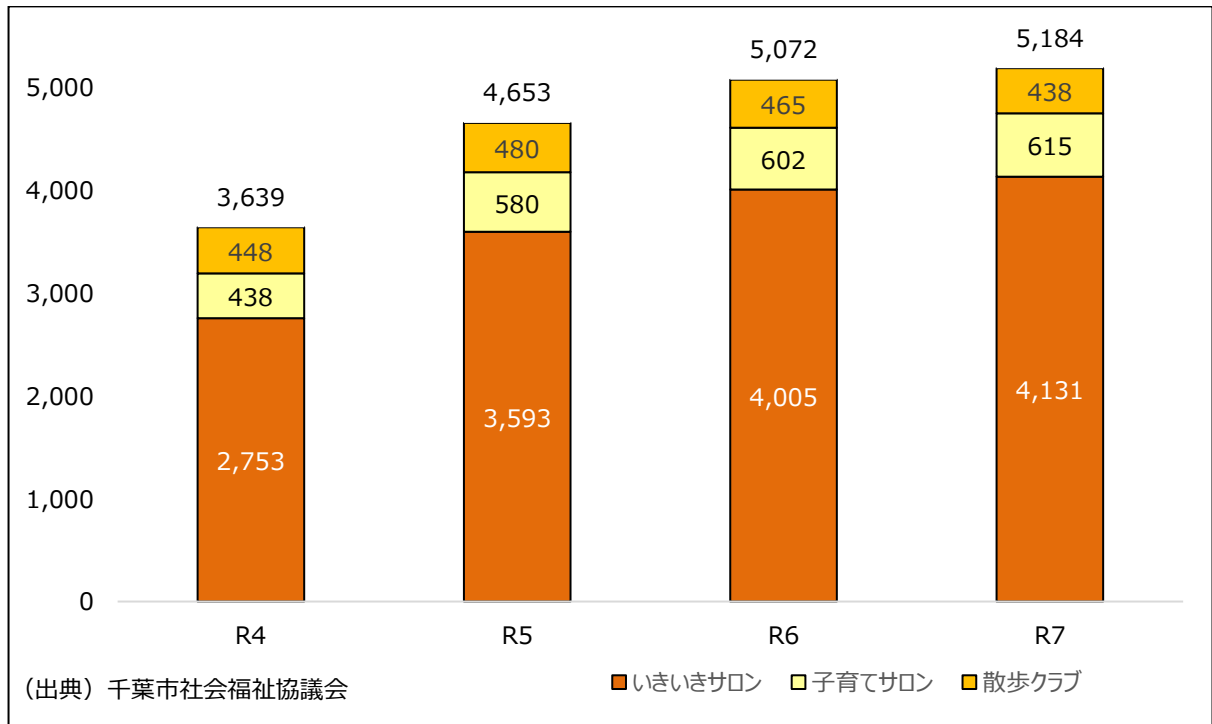
オ 地区部会活動の状況

令和7(2025)年度に地区部会が実施した主な事業の実施回数は次のとおりで、コロナ禍以前の実施回数にまで戻りつつあります。

令和7(2025)年度の地区部会が実施した主な事業の実施回数

事業名	ふれあい・いきいきサロン	ふれあい・子育てサロン	ふれあい・散歩クラブ	合計
実施回数	4,131	615	438	5,184

【地区部会の各種事業の実施回数の推移】



地区部会の主な事業

ふれあい・いきいきサロン

公共施設や自治会館を会場に、高齢者などが集まってレクリエーションや茶話会を楽しみ、介護予防や閉じこもり防止を図ります。

ふれあい・子育てサロン

子育て中の親子が集まり、自由に遊んだり情報交換をしたりして仲間づくりができる場を提供します。

ふれあい・散歩クラブ

地域の高齢者と住民と一緒に散歩をすることで、健康維持や孤立防止を目指す活動です。

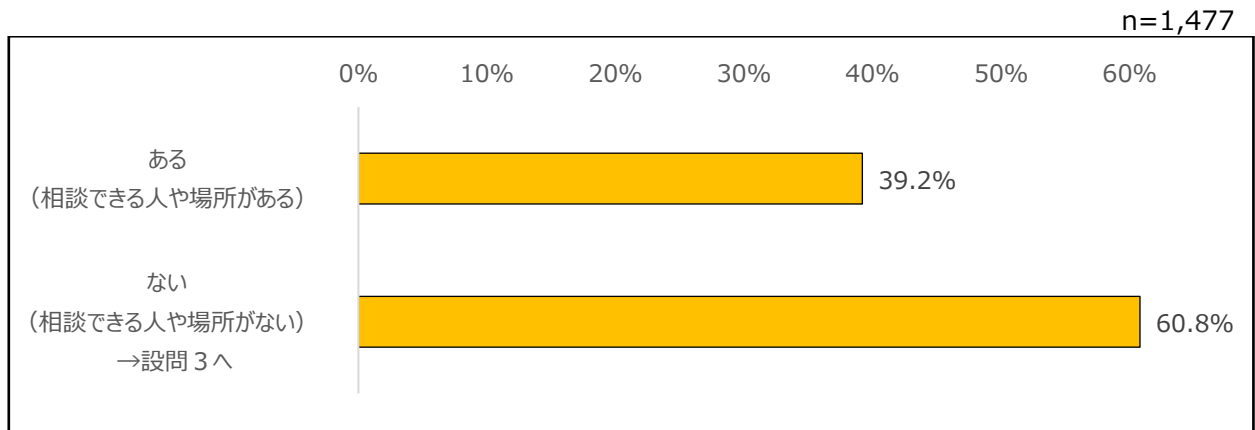
2 アンケート等データ

(1) 地域福祉に関する千葉市WEBアンケート調査結果

令和8(2026)年5月1日から5月10日まで市ホームページ上で「地域福祉」をテーマにWEBアンケートを実施しました。

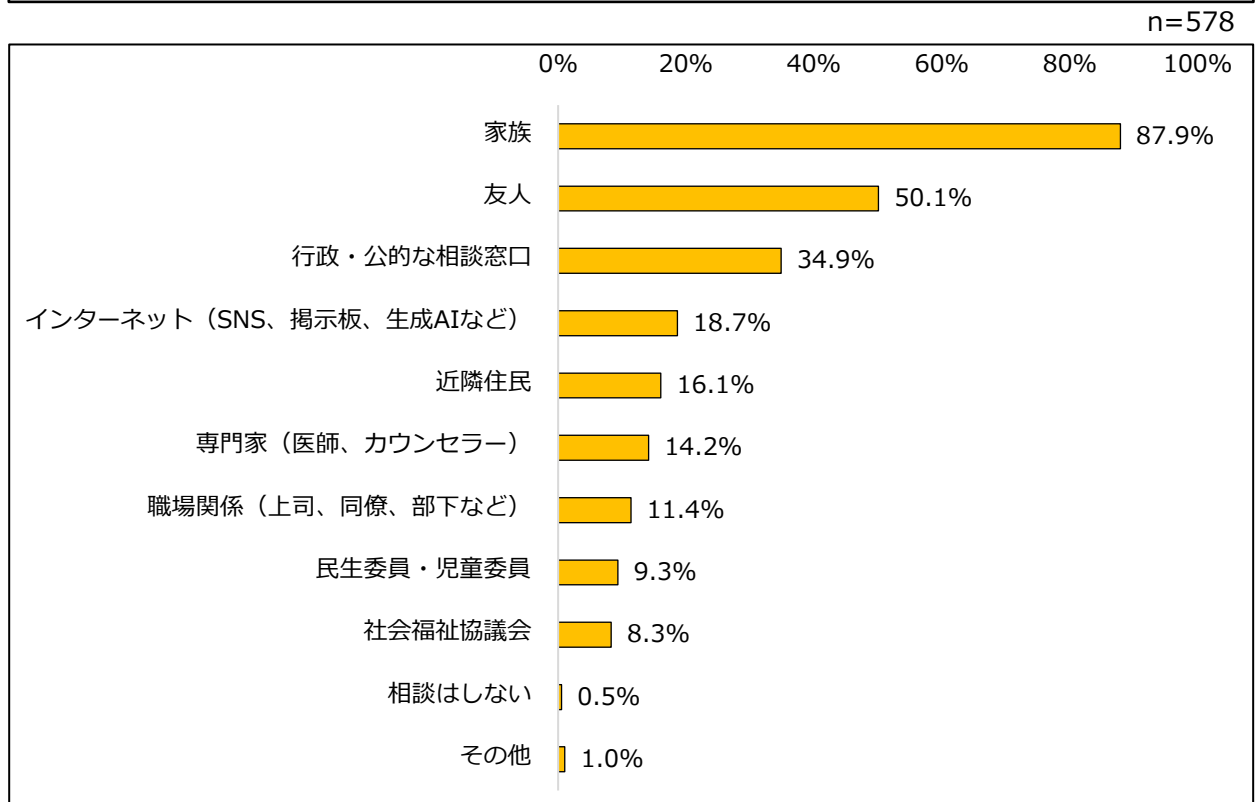
ア 困りごとを相談できる相手・場所の有無

(設問1) あなたのお住まいの地域では、困ったことがあった場合、地域で相談できる人や場所がありますか(1つだけ選択)。



イ 困りごとの相談相手

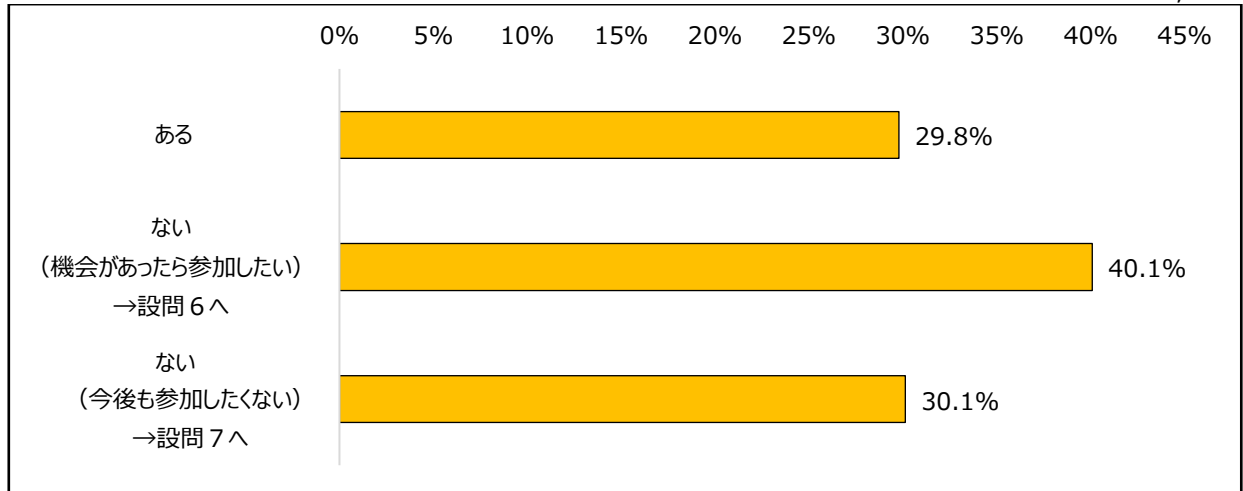
(設問2) あなたが何かに困ったときに相談する相手は誰ですか(複数回答可)。



ウ 地域活動の参加状況

（設問 3）これまでに、地域活動に参加したことはありますか（1 つだけ選択）。

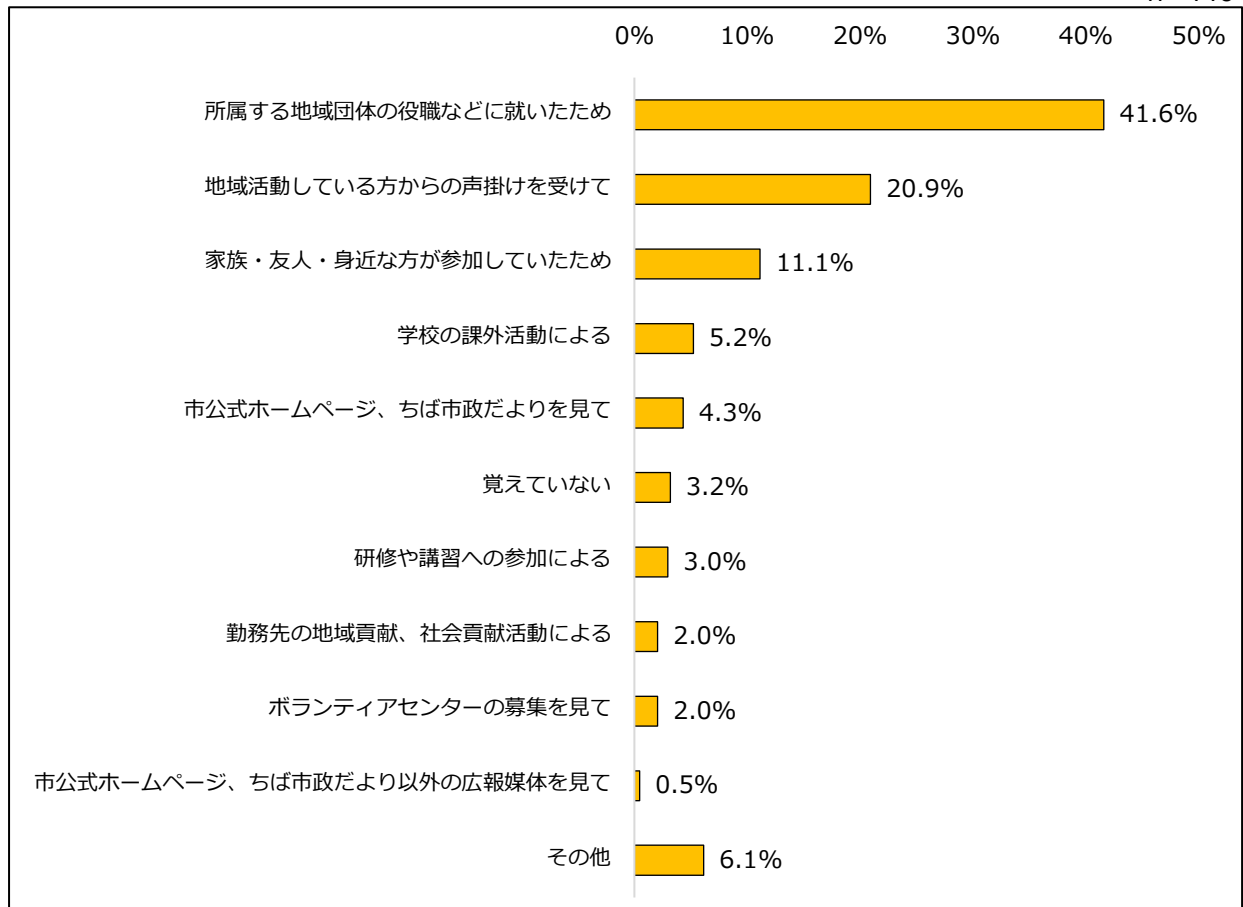
n=1,477



エ 地域活動に参加したきっかけ

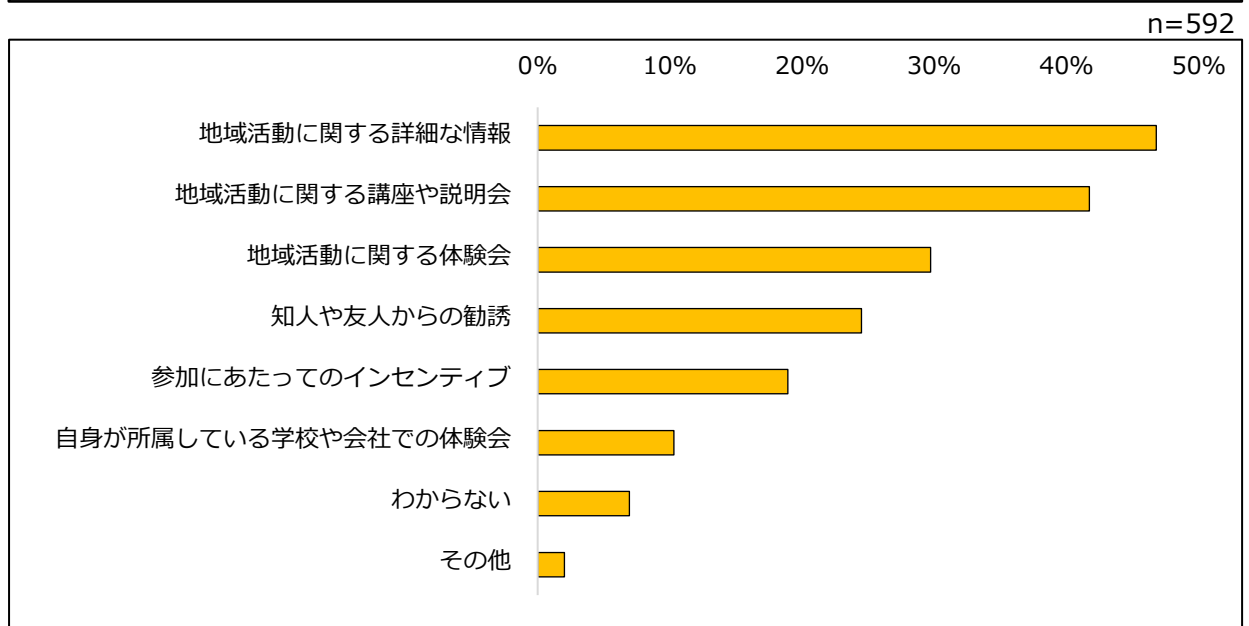
（設問 4）地域活動に参加した主なきっかけは、どのようなことでしたか（1 つだけ選択）。

n=440



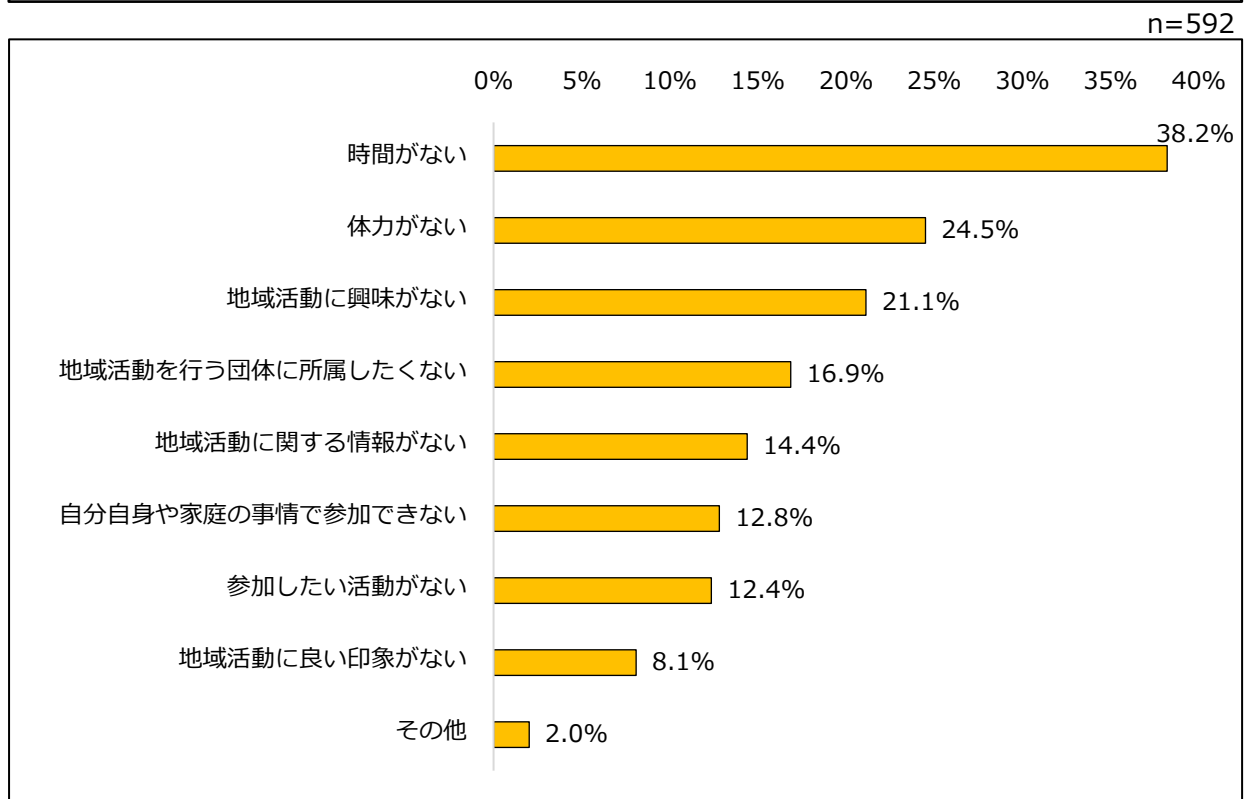
オ 地域活動の参加要件

（設問 5）（「ウ 地域活動の参加状況」で「ない（機会があったら参加したい）」と回答した方）
どのようなきっかけがあれば、参加したいと思いますか（複数回答可）。



カ 地域活動に参加したくない理由

（設問 6）（「ウ 地域活動の参加状況」で「ない（参加したくない）」と回答した方）
地域活動に参加したくない主な理由は何ですか（2つまで回答可）。

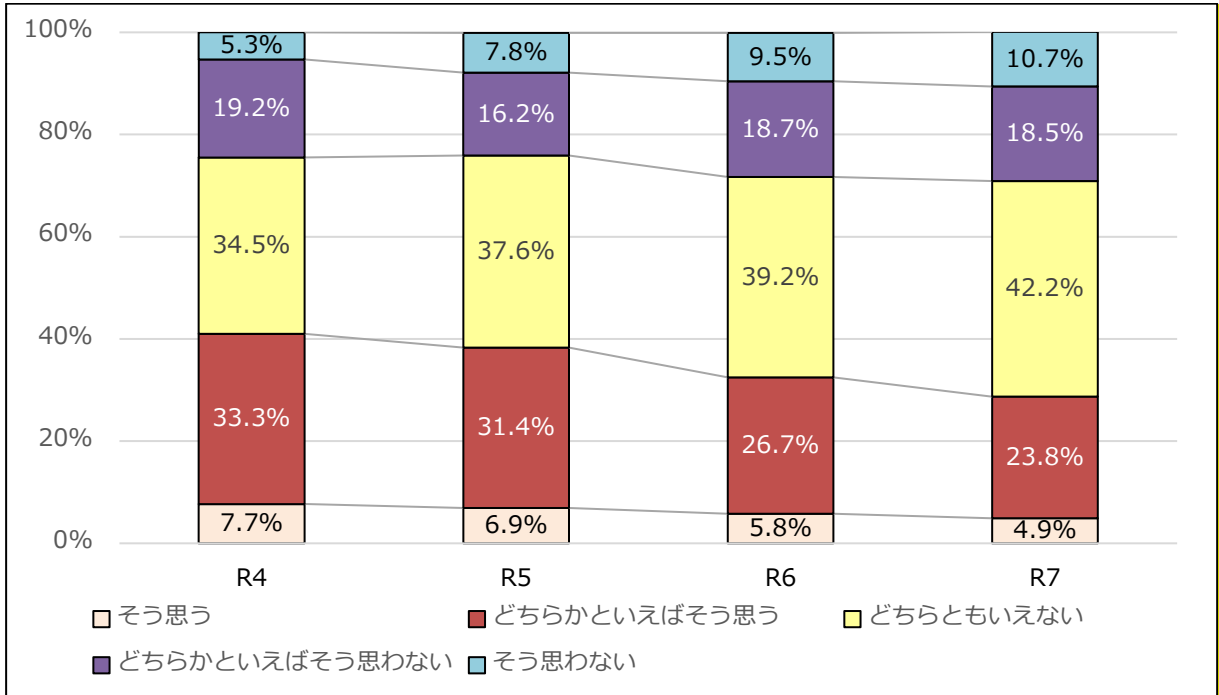


(2) その他アンケート調査結果

ア 外国人との共生

千葉市WEBアンケート調査結果によると、日本人と外国人の互いの生活習慣や文化などへの理解が「進んでいる」「どちらかと言えば進んでいる」と回答した方の割合は、減少傾向にあります。

【WEB アンケート設問「あなたは、日本人と外国人の互いの生活習慣や文化などへの理解が進んでいると思いますか。」に対する回答の割合】

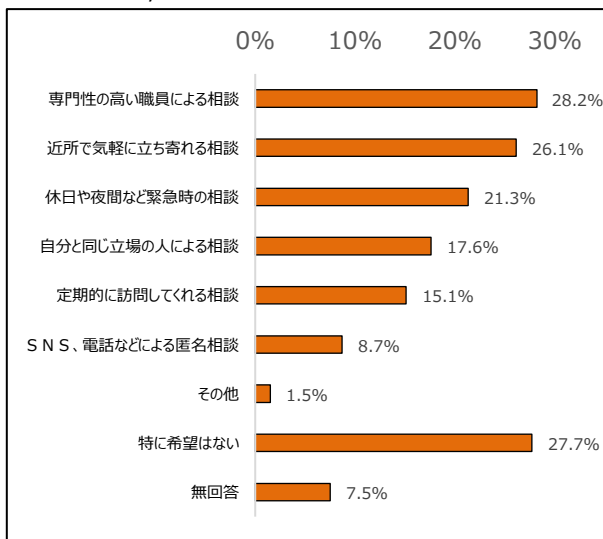


イ 障害者が希望する相談制度・相談方法

千葉市障害者計画等策定に係る実態調査報告書（令和8年3月）によると、障害者がより便利だと思う相談制度は、「専門性の高い職員による相談」が最も多くなっています。

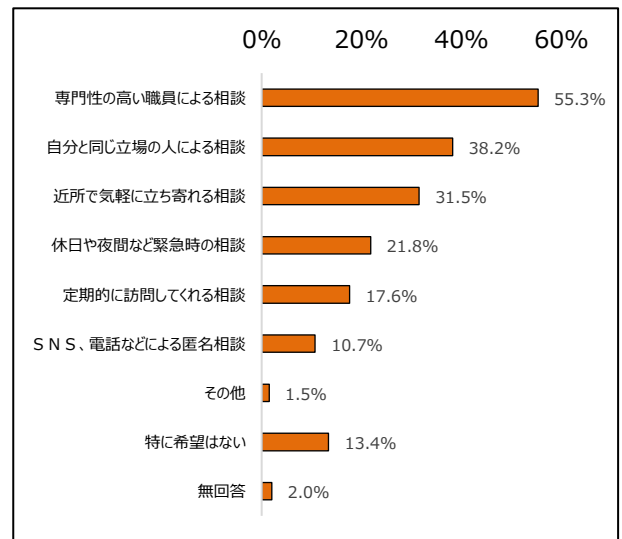
【在宅の方（18歳以上）】

回答者数=1,112



【在宅の方（18歳未満）】

回答者数=403



(3) こども・若者会議

審議中

8月末にこども・若者会議から提言予定

※原案作成時に記載

3 国の動向

(1) 社会福祉法の改正

地域住民が抱える支援ニーズが複雑化・複合化する中、これに対応すべく社会福祉法の改正が進められました。

既存の相談支援等の枠組みを超え、包括的な支援体制を具体化する新たな手法として令和3(2021)年4月に「重層的支援体制整備事業」が制度化されました。本事業は、高齢・障害・児童・生活困窮といった属性別の支援枠組みを一体的なものとして運用し、地域生活課題を抱える住民に対して「属性を問わない」「包括的かつ重層的」な支援体制を整備するものです。

令和8(2026)年には、急速な人口構造の変化やひとり暮らし高齢者世帯の増加といった社会情勢の変化を受け、同法のさらなる改正が行われました。

この改正では、頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の強化や、成年後見制度等の適切な利用を促進するための支援体制の整備が新たに規定されました。これにより、誰もが住み慣れた地域で安心して生活を継続できる基盤の充実に努めることとしています。

また、包括的な支援体制の整備に向け、市町村が積極的に実施すべき施策が明確化されたほか、多様な分野との連携を強化するため、新たに消費者行政や防災との連携についても明記されました。

この市町村が積極的に実施すべき施策の柱として、以下の3点が掲げられています。

ア 地域住民同士の支え合いを推進するための環境整備

住民一人ひとりが主体的に関わり、地域全体で支え合う文化や仕組みづくりを推進します。

イ 支援関係機関同士の連携による支援体制の整備

分野別の相談窓口や専門機関が緊密に連携し、複雑な課題に対しても迅速かつ包括的に対応できる体制を構築します。

ウ 地域住民と支援関係機関の取組みによる協働体制の整備

「地域の気づき」を専門的な支援につなげ、住民と専門職が互いの強みを活かしながら課題解決にあたる協働の場を創出します。

(2) 孤独・孤立対策推進法の施行

コロナ禍を契機として、外出機会の減少や交流の希薄化が進み、孤独・孤立の問題は一層深刻な社会課題となりました。

また、核家族化や少子高齢化の進展により、今後もひとり暮らし高齢者をはじめとする単独世帯のさらなる増加が見込まれており、孤独・孤立問題の深刻化が懸念されています。

こうした背景を受け、令和6(2024)年4月に「孤独・孤立対策推進法」が施行されました。同法では、次の3点を基本理念として掲げています。

- ・孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において対策の推進を図ることが重要であること
- ・当事者や家族等の立場に立った支援が継続的に行われること
- ・当事者や家族等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わり

を持つことにより孤独・孤立から脱却して生活を円滑に営むことができることを目標として必要な支援が行われること

地方公共団体は、これらの理念を踏まえて地域の当事者等の実情に応じた施策を策定・実施することが求められています。

(3) 高齢者の暮らしを支える制度改革と地域支援の展開

高齢者施策においては、多様化する高齢期の暮らしに対応し、地域で安心して暮らし続けられる仕組みを強化することに重点が置かれています。内閣府の高齢社会対策大綱では、年齢にかかわらず活躍できる社会づくり、ひとり暮らし高齢者の増加への対応、加齢に伴う心身の変化に応じた支援体制の整備を基本方針としています。就業面では、リスキリング支援や多様な働き方の促進、健康・福祉分野では、介護予防、地域包括ケアシステムの深化、認知症施策の総合的な推進が図られています。また、住まい・移動・防災など生活環境の整備、デジタル活用を含む学習・社会参加の促進、成年後見制度の利用促進など、地域での支え合いを強化する施策が幅広く展開されています。

なお、成年後見制度については、民法の改正など、利用者の自己決定権の尊重を柱とする抜本的な見直しが行われました。これまでの「終身利用」を前提とした仕組みから、必要な期間や事項に限定して利用できる「有期・一時的利用」や「後見人等の柔軟な交代」が可能になりました。

(4) 障害者の権利を支える制度基盤の強化

平成28(2016)年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、その後の同法改正や第5次障害者基本計画の策定、次の法律の施行などを通じて、障害者の権利保障と差別解消の実効性を高めるための制度整備が進められています。

ア 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

障害の有無にかかわらず、誰もが必要な情報を取得・利用し、円滑に意思疎通できる環境を整備することを目的として、令和4(2022)年に施行されました。

イ 手話に関する施策の推進に関する法律

手話を一つの言語として位置づけ、手話を使用しやすい社会環境の整備を推進することを目的として、令和7(2025)年に施行されました。

(5) こども基本法の施行

少子化の進展、児童虐待、学校等におけるいじめ問題など、こどもを取り巻く問題に対する包括的な施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくため、令和5(2023)年4月に「こども基本法」が施行されました。同時にこども家庭庁が発足し、子どもの権利擁護と「こどもまんなか社会」の実現が法的に位置づけられ、従来の「児童福祉」の枠を超え、子供・若者を年齢階層で途切れることなく支援する体制が構築されています。

また、令和6(2024)年6月には「子ども・若者育成支援推進法」等関連法の改正により、ヤングケアラーを支援対象として明確化したほか、子どもの貧困予防への対策が法律に明記されました。

4 地域における活動主体とその役割

地域福祉を推進する主体は、個人から民間団体まで多岐にわたります。それぞれの活動圏域において、生活課題の早期発見や住民同士の支え合い、専門機関との連携など、地域を支える重要な役割を担っています。

① 区支え合いのまち推進協議会

各区に設置する支え合いのまち推進協議会（以下「推進協」といいます。）は、区（高齢障害支援課・地域づくり支援課）と市社協が事務局となり、法人、団体を含む地域住民が、地域の課題解決に向けた取組みを自主的、主体的に実践するに当たり必要な環境づくりを推進する協議体です。

具体的には、地域福祉に関する活動の状況の把握、情報交換・課題意識の共有、活動主体間の連絡調整のほか、広報活動などを行っています。

② 社会福祉協議会地区部会

地区部会は、その地域特有の課題に対して住民同士の助け合い・支え合いによるきめ細かな活動を行う自発的な組織です。令和8(2026)年3月末現在、市内に67団体あります。

・多様な主体による組織構成

おおむね中学校区を単位とし、町内自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、学校、福祉施設など、地域の多様な個人・団体が参画しています。また、地域の実情に応じた活動が進むよう、「福祉活動推進員」が配置され、地区部会活動推進の中心メンバーとして活動しています。

・地域に密着した活動展開

市社協と連携した「ふれあい・いきいきサロン」や「見守り活動」、「支え合い活動」の仕組みづくりなどのほか、地域の特性に応じた様々な福祉活動を展開しています。

・地域福祉における役割

地域の生活課題を踏まえ、関係団体と連携・調整を図りながら、各種取組みを力強く推進していくことが期待されます。

③ 町内自治会

町内自治会は、地域住民の結びつきを深め、より良い生活環境を築くために結成された最も身近な自主組織です。令和8(2026)年3月末現在、市内に1,101団体が組織されています。

その活動は、防犯・防災、環境美化、ごみステーション（集積所）の管理、行政情報の伝達や親睦行事の開催など多岐にわたり、地域生活の根幹を支えています。

人口減少や少子超高齢化といった社会の変化に直面する今、地域生活課題を解決し、安全・安心な暮らしを維持するためには、町内自治会の力が欠かせません。市では、こうした重要性を踏まえ、町内自治会の結成および加入促進を積極的に進めています。

④ 地域運営委員会

地域運営委員会は、地域で活動する様々な団体で構成され、地域の課題や情報を共有し、地域の将来像や地域の実情に合った活動について話し合い、将来にわたって住民同士の助け合いと支え合いによる地域運営が持続可能となる体制づくりを進めるための組織です。令和8(2026)年3月末現在、19地区で設立されています。

・地域運営委員会の組織

おおむね小学校区から中学校区までを単位とし、地区町内自治会連絡協議会、地区部会、地区民生委員児童委員協議会、中学校区青少年育成委員会、地区スポーツ振興会の5団体を主要の構成団体としています。

・地域運営委員会の役割

- ・構成団体間の情報を共有し、理解を深める。
- ・地域課題を調査し、把握する。
- ・地域の将来像や地域全体の活動計画を考え、実施する。
- ・活動状況など積極的に情報を発信する。
- ・地域運営委員会や構成団体の事業の見直しを図る。

⑤ 青少年育成委員会

青少年育成委員会は、地域ぐるみで青少年の健全育成を総合的に推進することを目指す組織です。地域住民が青少年問題への理解を深め、関係機関・団体との緊密な連携を図るため、市内53の中学校区ごとに設置されています。

・構成と体制

P T A、町内自治会、青少年相談員、学校教職員、青少年補導員、民生委員・児童委員、保護司など、地域の多様な主体から選出された委員で構成され、市長が2年の任期で委嘱しています。

・主な活動内容

学校・家庭・関係機関が一体となり、青少年の健全育成啓発や社会環境の浄化、スポーツ・レクリエーション活動、福祉増進など、地域の実情に応じた多彩な事業を展開しています。次代を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、地域全体で見守り・育てる基盤としての役割を担っています。

⑥ スポーツ振興会

各地区スポーツ（社会体育）振興会は、各小学校地区における町内自治会、小・中学校関係者、スポーツ団体関係者、子ども会、その他地区内における関係団体の代表者により、令和8(2026)年4月現在、市内73地区に組織されています。

スポーツ推進委員との協力のもとに、グラウンドゴルフやバレーボール、地区運動会等の地区のスポーツ・レクリエーション行事を行うことを通じて、地区住民の連帯と協調を高めるとともに、健康づくりや仲間づくりを目的として活動しています。

⑦ 子ども会

子ども会は、家庭では体験できない活動や異年齢交流などの機会を提供することで、子どもたちの仲間づくりを推進し、社会性の向上を図るとともに、奉仕や人を思いやる心を育て、地域で子どもを見守る活動を進めています。

千葉市子ども会育成連絡会は、令和8(2026)年3月末現在、市内60単位子ども会に対し指導・育成、各種行事開催、育成者・指導者の研修・育成などを実施するとともに、キャンプ、講習会、各種ボランティア活動を通じて、千葉市の子どもたちの心身の健全育成、さらには社会福祉の充実に一致協力して取り組んでいます。

⑧ 老人クラブ

老人クラブは、高齢者の生きがいや社会参加、健康の保持等を推進し、高齢者の福祉の向上に寄与することを目的とした、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織です。

令和8(2026)年4月現在で、市内に173団体が組織されています。

老人クラブは、趣味やサークル活動、スポーツを通じた健康づくりに加え、地域の文化継承や環境美化など、その活動は多岐にわたります。特に、在宅高齢者の孤立を防ぐ「友愛活動」は、地域福祉の重要な一翼を担っています。

⑨ 赤十字奉仕団

赤十字奉仕団は、赤十字の使命である人道的な諸活動を実践しようとする人々が集まって結成されたボランティア組織で、令和8(2026)年4月現在で市内に24分団が活動しています。

赤十字思想の普及や活動資金の募集、災害救護、救急法・水上安全法・健康生活支援講習等の実施、献血推進など赤十字事業の推進にあたりるとともに、地域の状況に応じて高齢者福祉、児童福祉や障害者福祉などの活動を行っています。

⑩ NPO

NPOは‘Non-Profit Organization’の略で、一般的には「民間非営利組織」と訳されます。営利を目的とせず、市民が自発的に社会貢献(公益)活動を行う団体の総称です。そのうち、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき法人格を取得した団体を「NPO法人」といいます。

行政や企業では対応することが難しい地域生活課題に対し、民間の機動力と自発性を生かし解決に当たるなど、行政とともに公益性を担う役割があります。

福祉分野(外出支援、家事手伝い、生きがいづくり、健康づくり、地域行事の開催など)をはじめ、教育、文化、まちづくり、環境、国際協力など、多様な分野で社会のさまざまなニーズに応えています。

⑪ 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された、非常勤特別職の地方公務員です。社会奉仕の精神をもって、高齢者や障害者（児）、ひとり親家庭、生活困窮者など、支援を必要とする方々の相談・支援にあたる地域の奉仕者です。令和8(2026)年3月末現在、市内で1,409人が活動しています。

・児童委員および主任児童委員

全ての民生委員は児童福祉法による「児童委員」を兼務しており、その中には児童福祉を専門に担当する「主任児童委員」も配置されています。

・主な活動と体制

地域住民の生活状況の把握、福祉に関する相談・助言、行政機関や施設との橋渡しなど、地域の実情に応じた自主的な活動を行っています。市内79地区に設置された「民生委員児童委員協議会（おおむね中学校区単位）」を基盤に、研修や調査研究を通じて活動の質を高めています。

地域福祉の増進を図る大切な担い手として、その重要性はますます高まっています。

なお、千葉市では、民生委員の負担軽減と新たな担い手の発掘を目的として、活動を補佐する「協力員」を必要に応じて配置しています。

⑫ 保護司

保護司は、犯罪や非行をした人の社会復帰を地域で支えるボランティアであり、保護司法に基づき法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。

令和8(2026)年9月現在、千葉市では○人の保護司が活動しています。また、活動を円滑に進めるため、区ごとに6つの「保護司会」が組織されています。

主な活動内容は次のとおりです。

- ・保護観察：社会の中で更生を目指す人への指導や助言
- ・生活環境の調整：刑務所・少年院に収容されていた人の出所後の生活環境の整備
- ・犯罪予防活動：「社会を明るくする運動」などの啓発活動

このほか、学校との連携を深めるなど、その活動の幅はさらに広がっており、安全・安心な地域づくりの大きな支えとなっています。

⑬ 子どもナビゲーター

子どもナビゲーターは、複合的な課題を抱え、生活困窮等の状況にある子どもや家庭に寄り添い、生活・学習習慣の改善を直接働きかけるとともに、様々な支援員・支援機関と連携し、適切な支援先につなげます。

令和8(2026)年4月現在、各区に1人ずつ配置しています。

⑭ シニアリーダー

シニアリーダーは、市が実施する養成講座を修了した市民ボランティアで、住み慣れた地域でいつまでもいきいきと元気に暮らせるよう、地域での介護予防活動に取り組んでいます。令和8(2026)年3月末現在 857 人が登録し、町内自治会や公民館などで高齢者向けの体操教室を開催するなど活躍しています。

⑮ ボランティア

ボランティア活動とは、自発的・主体的な意思に基づき社会課題の解決に取り組む活動をいいます。

その内容は、食事・外出介助などの生活支援、子育て支援などの子どもの健全育成、交通安全・防犯・防災の取組みなど、地域福祉に関する活動のほか、公民館・学校などでの教育活動、文化・芸術・スポーツの振興活動、環境美化・自然保護活動、外国人支援・国際交流活動など、非常に広範囲にわたります。

市社協が運営している千葉市ボランティアセンターでは、ボランティアの登録受付やコーディネート、ボランティア講座の開催など、地域活動やボランティア活動の促進・支援を行っており、市内広域で活動する個人・団体として、令和8(2026)年3月末現在 5,306 人がボランティア登録をしています。

このほか、千葉市民活動支援センター、ちば生涯学習ボランティアセンター、千葉市国際交流協会などが、ボランティア活動をしやすい環境づくりやサポート体制の整備に取り組んでいます。

⑯ 社会福祉事業者

社会福祉法人をはじめとする社会福祉事業者は、特別養護老人ホームや障害者支援施設、保育所等の運営に加え、デイサービスやホームヘルプなどの在宅支援、さらには相談支援など、多岐にわたる事業を展開しており、これらの事業を通じて、幅広い専門的機能と質の高いマンパワーを蓄積してきました。

社会福祉事業者はこうした専門性を背景に、地域の実情に応じた柔軟な支援も展開しています。具体的には、研修会や勉強会への講師派遣、地域住民の交流・懇談の場の提供やコーディネート、ボランティアの受け入れ、さらには買い物支援など、地域生活課題の解決においても重要な役割を担っています。

⑪ 千葉市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間の福祉団体です（社会福祉法に基づき設置）。

民間としての「自主性」と、住民や関係者に支えられた「公共性」を併せ持つのが特徴です。住民、民生委員、福祉施設、行政機関などと協力し、誰もが住み慣れたまちで安心して暮らせる「福祉のまちづくり」を推進する中心的役割を担っており、全国の市区町村に設置されています。

千葉市社会福祉協議会は、昭和 27（1952）年に設立され、地区部会への支援やボランティアセンターの運営、生活資金の貸付、金銭管理を支える日常生活自立支援事業、災害ボランティア体制事業など多岐にわたる活動を行っています。また、成年後見支援センター、子どもルームや各区いきいきプラザの運営など、市からの受託事業も幅広く展開しています。

本計画では、市と市社協を「地域の取組みを支援する主体」として位置付けています。市が策定する本計画と、市社協が策定する地域福祉活動計画が連携・協働し、両輪となって千葉市の地域福祉を推進していきます。

コミュニティソーシャルワーカー

地域住民の様々な相談や困りごとを受け止め、必要な専門機関に繋いだりする個別支援と、地域における住民同士の支え合い活動を支援するなど、地域課題の解決に向けた地域支援に取り組んでいます。

令和 8（2026）年 4 月現在、市社協が各区事務所に 2 人ずつ計 12 人配置しています。

⑫ 福祉まるごとサポートセンター

福祉まるごとサポートセンターは、「介護と子育てなど複数の困りごとについて相談したい」「どこに相談すればよいかわからない」といった、福祉に関する様々な相談をまるごと受け止め、必要な支援につなぐ相談窓口です。

また、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した地域生活課題に対しては、必要に応じて関係機関の役割分担や支援の方向性の整理、支援プランの作成、進捗管理等を行い、関係機関が連携・協働して支援できるようコーディネートしています。

市と市社協の混合形式により運営しており、制度運用や庁内調整を担う市と、地域に根ざしたネットワークを有する市社協が、それぞれの機能を相互に補完することで、幅広い支援ニーズに対応しています。

⑱ あんしんケアセンター（地域包括支援センター）

あんしんケアセンターは、地域で暮らす高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるようサポートする、身近な総合相談窓口です（介護保険法上は「地域包括支援センター」といいます。）。

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が連携し、介護・福祉・健康・医療など、さまざまな側面から住民の生活を総合的に支えます。

令和8(2026)年4月現在、千葉市内32か所（うち出張所4か所）に設置しています。

生活支援コーディネーター

生活支援コーディネーターは、日常生活上の支援が必要な高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を続けられるよう、生活支援や介護予防の「仕組み」を整える専門職です。行政区域（各区（第1層））と、日常生活圏域（あんしんケアセンター（第2層））のそれぞれに配置されています。

地域でどのような生活支援サービスがあるのか、また必要とされているのかを調べ、地域の方と一緒に住民同士の支え合い活動や、支え合い活動の担い手となるボランティアを支援しています。また、あんしんケアセンター、行政、市社協、サービスを提供する団体等と情報共有するなど、関係者間のネットワークづくりをしています。

⑳ 障害者基幹相談支援センター

障害者基幹相談支援センターは、障害のある方が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるようサポートする、地域相談の中核機関です（障害者総合支援法に基づき設置）。

日常生活や社会参加に関する様々な相談に応じるほか、地域の方々や関係機関と連携し、障害のある方を地域全体で支える「地域づくり」にも取り組んでいます。

令和8(2026)年4月現在、各区に1か所ずつ設置しています。

㉑ 生活自立・仕事相談センター

生活自立・仕事相談センターは、様々な理由により生活に困りごとを抱えている方に寄り添う相談窓口です（生活困窮者自立支援法に基づき設置）。

生活の問題、家計・債務の問題、仕事の問題など、生活の立て直しに向け、相談支援員が、一人ひとりの状況に応じた支援プランを作成し、困りごとの解決に向けてサポートしています。

令和8(2026)年4月現在、各区に1か所ずつ設置しています。

② 在宅医療・介護連携支援センター

在宅医療・介護連携支援センターは、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、医療と介護の関係機関の連携を支援する機関です（介護保険法に基づく地域支援事業として設置）。

医療・介護・福祉の専門職からの連携に関する相談に応じるほか、地域の医療・介護資源の把握と情報提供、多職種を対象とした研修の実施、市民への人生会議に関する普及啓発を行っています。

また、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、市介護支援専門員協議会等の関係団体と行政をつなぐ役割を担い、在宅医療推進連絡協議会を通じて、地域における医療と介護の連携課題の把握と解決に取り組んでいます。

令和8（2026）年4月現在、市内に1か所設置しています。

5 今後の課題

(1) これまでの地域福祉計画の策定・推進経過

千葉市はこれまで、平成18(2006)年に第1期計画を策定し、5期にわたり地域福祉の推進に取り組んできました。その期間と特徴は次のとおりです。

計画	年度	特徴
第1期	H18～22 (2006～2010)	・24の地区フォーラムを設置 ・「市地域福祉計画策定委員会」、区ごとに「区地域福祉計画策定委員会」を設置
第2期	H23～26 (2011～2014)	・市計画と区支え合いのまち推進計画の役割分担の整理 ・5つの基本テーマを設定 ・区支え合いのまち推進計画に重点項目を設定
第3期	H27～29 (2015～2017)	・9つの取組みテーマを設定し、地域、市、市社協の取組みの関係を整理 ・地区部会エリアごとに「重点取組項目」を設定
第4期	H30～R2 (2018～2020)	・「コミュニティソーシャルワーク機能の強化」を重点施策として掲げ、その実現のため、4つの施策・事業をその柱として位置付け ・各区の好事例を掲載
第5期	R4～8 (2022～2026)	・コロナ禍を踏まえ、地域の取組みについて柔軟に見直し ・成年後見制度利用促進基本計画と一体的に策定 ・市民に分かりやすく浸透する計画にするため、コラム、取組事例の紹介、地域福祉活動に関係する補助制度一覧、地域福祉を題材としたデジタル漫画等を掲載 ・令和5年度に中間見直しを実施（令和6年度～）

(2) 第5期地域福祉計画の推進状況

ア 地域の取組み

第5期計画においては、各区で地域住民等による共助の仕組みや具体的な活動を定めた「区支え合いのまち推進計画」を策定し、地域生活課題の解決に向けた活動を推進してきました。

この計画は、「基本目標」から「基本方針（仕組み）」「施策の方向性」「具体的な取組み」「重点取組項目」に至る体系で構成されており、地区部会が地域の中核的な推進主体として多様な団体と連携し、生活課題やニーズに応じた活動を展開する体制としていました。具体的には、計画全体の中から各エリアの「重点取組項目」を選定し、その活動状況の把握や促進を図ることで、地区単位での取組みを推進することとしていました。

推進状況については、各区の推進協において活動実績を詳細に取りまとめて成果と課題を検証の上、集約して毎年度「千葉県社会福祉審議会地域福祉専門分科会」（以下「分科会」といいます。）に報告してきました。

推進状況の振り返りの結果は次のとおりです。これらのうち、対応が必要な課題については、第6期計画において「地域における共通の課題解決に向けた取組み」と位置づけ、地域の活動主体と市・市社協が連携して取り組みます。

第5期地域福祉計画の地域における推進状況の振り返り

- コロナ禍により地域活動は大きな打撃を受けました。活動が途切れてしまった事例もありますが、全体的に令和5年度以降、活動の規模・回数は再び増加傾向にあります。
- 限られた人数で活動を継続していますが、担い手が不足しているとの声が多く上がっています。
- 地域コミュニティの濃淡がエリアによって大きく異なっています。
- 地域生活課題の解決に向けて地域では見守り活動などを行っていますが、課題が複雑化・複合化してしまう事例もあります。

イ 市の取組み

第5期計画では、市が取り組むものとして141の事業・施策を定め（中間見直し後は160事業）、その実施状況について、年度ごとに分科会において評価を行いました。

評価手法は、量的な成果を評価する「定量評価」を基本としつつ、一方で、定量評価になじまない事業・施策については、プロセスや体制整備の質を問う「定性評価」を適用し、それぞれの特性に応じた評価を実施しました。

(ア) 定量評価

S評価とA評価の合計の割合は、令和4(2022)年度以来、やや減少していますが、おおむね高い達成度を維持しています。

評価	評価基準	令和4(2022)		令和5(2023)		令和6(2024)		令和7(2025)	
		項目数	割合	項目数	割合	項目数	割合	項目数	割合
S	年度目標を上回る業務量が達成できた場合	23	29.9%	21	24.1%	17	19.5%	24	27.6%
A	年度目標にしている業務量を概ね(8割～10割)達成できた場合	32	41.5%	40	46.0%	42	48.3%	33	37.9%
B	年度目標にしている業務量の一部(5割～8割未満)を達成できた場合	15	19.5%	18	20.7%	17	19.5%	13	14.9%
C	年度目標にしている業務量を大きく下回った(5割未満)場合	7	9.1%	7	8.0%	10	11.5%	16	18.4%
—	対象外*	0	0%	1	1.2%	1	1.2%	1	1.2%
S+A		55	71.4%	61	70.1%	59	67.8%	57	65.5%
合計		77		87		87		87	

* 3年ごとの調査により実績を把握するため評価ができなかったもの

(イ) 定性評価

◎評価と○評価の合計の割合は、令和4(2022)年度から令和5(2023)年度にかけて大幅に増加し、その後も高い達成度を維持しています。

評価	評価基準	令和4(2022)		令和5(2023)		令和6(2024)		令和7(2025)	
		項目数	割合	項目数	割合	項目数	割合	項目数	割合
◎	年度目標以上の成果をあげた場合	3	4.7%	4	5.5%	1	1.4%	2	2.8%
○	年度目標が概ね達成できた場合	47	73.4%	66	90.4%	68	93.1%	65	89.0%
△	年度目標の一部が達成できた場合	13	20.3%	3	4.1%	4	5.5%	6	8.2%
×	年度目標が全く達成できなかった場合(ほとんど達成できなかった場合を含む。)	1	1.6%	0	0%	0	0%	0	0%
◎+○		50	78.1%	70	95.9%	69	94.5%	67	91.8%
合計		64		73		73		73	

(3) 第6期地域福祉計画に向けた課題整理

本章の「地域福祉を取り巻く状況」を踏まえ、次のとおり第6期計画に向けた課題や推進が必要な取組みを整理しました。施策の方向性および主要施策については次章「計画の体系」に記載します。

○地域活動の活性化

担い手の減少・活動の停滞など地域によって地域活動が困難に直面している地域があります。小さな異変に気付き、支え合う力が育まれるように、地域の様々な活動主体が元気に活動し、つながりを深めていくことが必要です。

○地域のつながりづくりに向けて

様々な理由により、地域のつながり意識が希薄化しているエリアがあることから、できる限り多くの方が地域活動に関わることができる環境づくりが必要です。

○地域生活課題の複雑化・複合化の予防、解決に向けて

地域から孤立してしまった世帯などでは介護や困窮、不登校といった地域生活課題が連鎖し、複雑化・複合化してしまう事例もあります。こうした状況が深刻化する前に、異変の早期発見や専門機関への適切なつなぎにより問題を未然に防止するためには、地域における支え合う力を強化することが必要です。

○様々な主体の連携と協働

今後人口減少が見込まれる中、地域生活課題解決のためには、庁内各分野での連携はもとより、市、市社協、地域の団体、民間事業者、個人ほか様々な形で連携・協働して取り組む必要があります。

○高齢・障害・子ども・生活困窮分野における地域生活課題解決に向けて

地域生活課題の解決のため、福祉における各分野の取組みを引き続き効率的に進めていく必要があります。

第3章 計画の体系・推進体制

1 基本理念

地域共生社会の実現

本計画は、第1章「1 策定の趣旨」で述べたとおり、地域の多様な主体が分野や世代を超えてつながり、支え合いの力を高める仕組みづくりを推進し、誰もが住み慣れた地域で役割と生きがいを持ち、自分らしく暮らし続けることができる「地域共生社会」の実現を目指します。

【地域共生社会のイメージ】



出典：厚生労働省資料

2 基本目標

住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をつくる

千葉市の中長期的な市政運営の基本方針である「千葉市基本計画（計画期間：令和5（2023）～14（2032）年度。以下「市基本計画」といいます。）」は、健康・福祉分野における政策の1つに「住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をつくる」と位置付けています。これは、地域共生社会の考えと共通するものであることから、本計画における基本目標とします。

3 計画の構成

本計画は、市基本計画の政策体系を踏まえ、第5期までの構成で区分していた各区の「地域の取組み（支え合いのまち推進計画）」と「市の取組み」について見直しを行い、地域生活課題の解決に向けて各地域で共通して実施されている「住民主体の取組み」と、それを支える「市の取組み」を関連付け、「ともに支え合い、活力ある地域づくりの推進」として整理・掲載します。

また、複雑化・多様化する社会課題に対応し、支援を必要とする人々が地域で安心して生活できるよう、多様な分野の専門職や関係機関が連携・協働しながら、市全体として支援機能の強化を図ることが求められています。そのため、本計画では、市全域で中長期的な視点を持って進めるべき取組みや、市や市社協が中心となって対応すべき地域生活課題を「包括的な支援体制の整備」として位置付け、体系的に示します。

4 取組方針等

基本目標の実現のため、本計画における取組方針、施策の方向性および主要施策は次のとおりです。

基本理念	基本目標	取組方針	施策の方向性	主要施策
地域共生社会の実現	住民一人ひとりの暮らしと生きがい、 地域をともに創っていく社会をつくる	ともに支え合い、活力ある地域づくりの推進	1 地域活動の担い手の確保	(1) 福祉教育の推進 (2) ボランティア活動の推進 (3) 高齢者や障害者の社会参加
			2 地域での支え合い、助け合い	(4) 居場所・仲間づくり (5) 支え合い活動の体制づくり (6) 地域での見守り体制構築
			3 地域活動の活性化	(7) 健康づくり (8) 地域の機関・団体等との連携 (9) 地域での交流機会の創出 (10) 地域活動情報の収集・発信
			4 地域の安全・安心づくり	(11) 防犯・安全対策 (12) 防災対策
		包括的な支援体制の整備	安心して相談できるつながりのある地域	(1) 相談支援 (2) 社会参加に向けた支援 (3) 地域づくり支援 (4) 権利擁護・虐待防止等 (5) 庁内・市社協等の連携体制

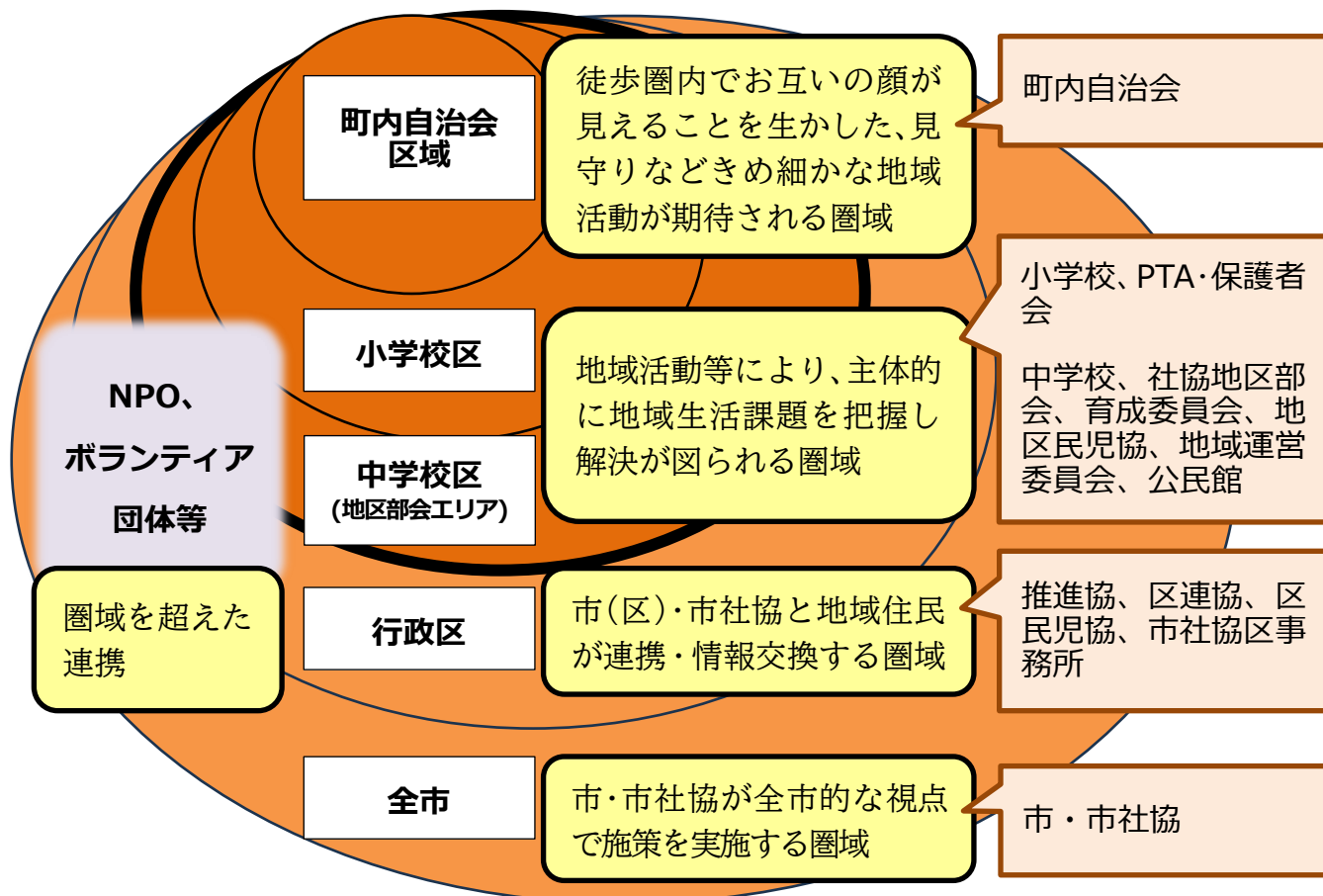
5 圏域の考え方

地域住民が地域資源と連携し、主体的に地域生活課題の把握・解決に取り組むための圏域について、本計画では、「社協地区部会エリア（地区部会の活動対象区域＝おおむね中学校区域）」をその中核として位置付けます。

あわせて、その他の各圏域についても、それぞれに期待される役割を明確にしながら、多層的な地域福祉の推進を図ります。

【圏域のイメージ】

※活動、団体の表記は一例です。



6 計画策定経過

本計画の策定にあたっては、分科会において全体の審議を行い、委員の様々な意見を反映させて内容を決定しています。

また、パブリックコメント手続による意見募集を実施し、多くの市民の意見が反映されるよう努めています。

年月	実施内容
令和7(2025)年 3月	○令和6年度第3回地域福祉専門分科会 次期地域福祉計画の方向性について
8月	○令和7年度第1回地域福祉専門分科会 次期地域福祉計画の方向性について
11月	○令和7年度第2回地域福祉専門分科会 次期地域福祉計画の方向性について
令和8(2026)年 3月	○令和7年度第3回地域福祉専門分科会 第6期地域福祉計画の骨子案について
8月	○令和8年度第1回地域福祉専門分科会 第6期地域福祉計画の素案について
11月	○令和8年度第2回地域福祉専門分科会 第6期地域福祉計画の原案について
令和9(2027)年 1月	○計画原案の説明動画配信 ○パブリックコメント手続による市民意見聴取
3月	○令和8年度第3回地域福祉専門分科会 第6期地域福祉計画の最終案について ○第6期地域福祉計画の決定

7 計画の推進体制

(1) 地域の体制

地域福祉を推進する主体は、個人から民間団体まで多岐にわたります。各主体が、活動圏域内においてそれぞれの分野の強みを活かして互いに連携・協働し、地域生活課題を早期に発見し解決が図られることが理想の姿です。

中でも地区部会は、より地域に密着し、福祉的側面の強い地域生活課題やコミュニティづくりに取り組んでいることから、地域福祉を支える中核的な役割が期待されます。

(2) 市の体制・市社協との連携

本計画は、各地域における地域生活課題解決のための「住民主体の取組み」と、その取組みを下支えする「市・市社協の取組み」と位置付けており（「3 計画の構成」参照）、市と市社協は連携して課題の把握と地域の取組みにおけるニーズに応えられる体制づくりに努める必要があります。

また、規模・費用面や課題の性質上、中長期的な視点で全市展開すべき取組みについては、市・市社協が主体となり、継続的・効率的な推進を図る必要があります。

このため、市においては、庁内横断的な組織として、「地域共生社会推進事業部」を平成 29(2017)年度に設置し、住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくりを支援するための施策の検討などを行っています。このほかにも、適宜各部署と定期的に情報交換等を実施し、施策の包括的、総合的な実施に努めます。

市社協においては、地区部会・ボランティア団体等の活動を支援するほか、区事務所に所属するコミュニティソーシャルワーカーが、地域生活課題の発見、解決または解決に向けた仕組みづくりなど様々な支援や福祉サービスの提供を行います。

そのうえで、市と市社協は、地域福祉推進の両輪として、定期的に施策の連携・協働に向けて協議をする場を設け、一体的に地域福祉を推進します。

(3) 区支え合いのまち推進協議会（第2章 p. 23①参照）

推進協は、本計画の地域での取組みの施策の方向性等を踏まえつつ、その地域の特性やそれに由来する固有の地域生活課題の解決に向けた取組みを自主的、主体的に実践できるよう必要な環境づくりを進めるため、次の取組みを行います。

- ア 地域生活課題や地域福祉に関する取組状況の把握
- イ 地域生活課題や地域福祉に関する活動の情報交換・課題意識の共有
- ウ 地域における活動主体間の連絡調整
- エ 地域福祉に関する活動や推進協に関する広報

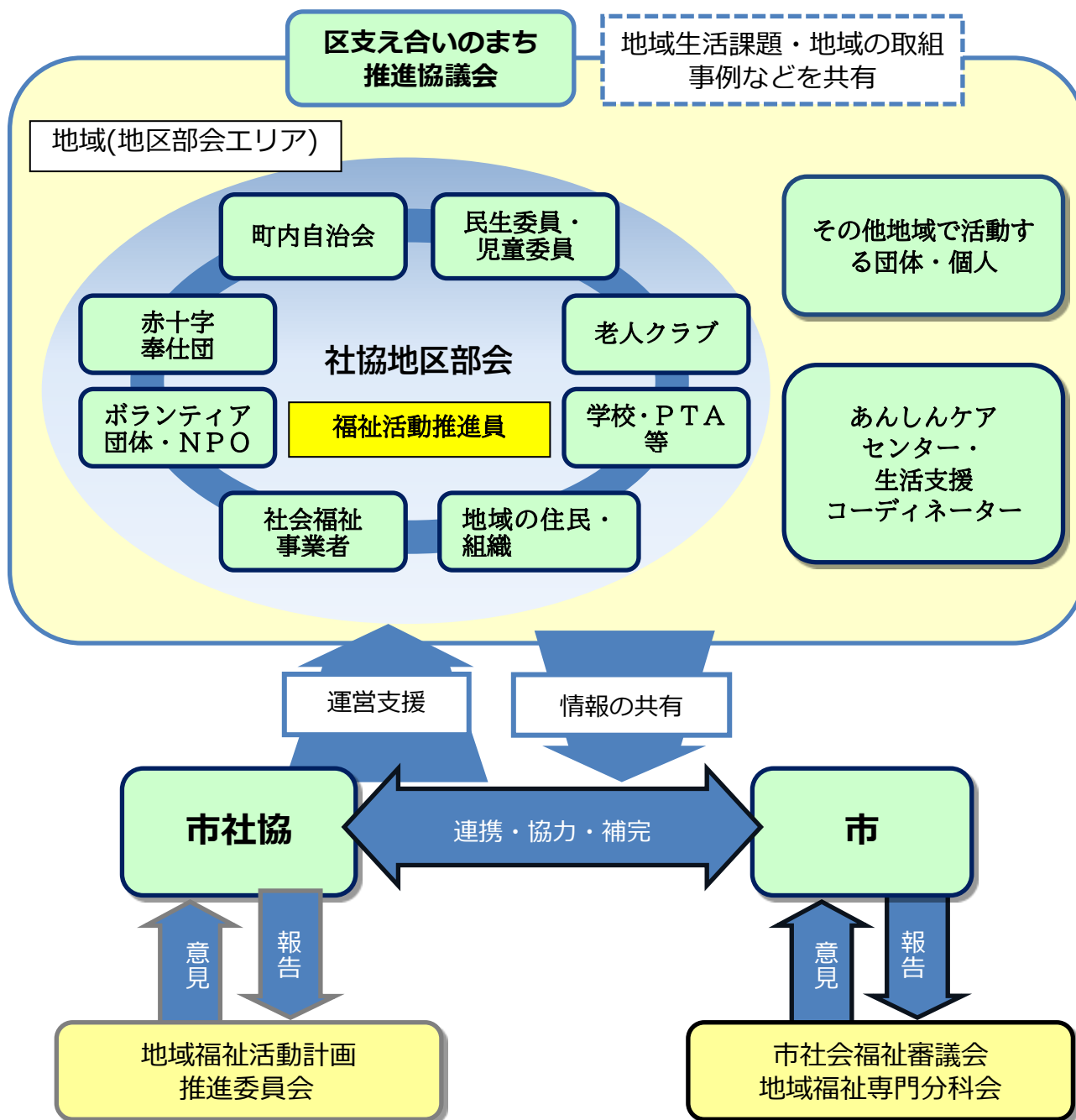
また、推進協で提起された課題や事例を市や市社協と共有し、施策や事業に反映させていきます。

(4) 千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会

社会福祉事業者及び学識経験者等で構成され、地域福祉に関する事項を調査審議する市の附属機関です。

分科会では、本計画の趣旨を踏まえ、地域福祉の推進や本計画の進捗状況や評価についての検討・審議を行います。

【地域福祉の推進体制のイメージ】



8 計画の評価

社会福祉法の趣旨を踏まえ、本計画の調査、分析を行うため、分科会において毎年度、計画の進捗確認を行います。

また、計画の達成度について次のとおり指標を定め、計画の最終年度に評価を行います。

(1) 計画全体の指標 (2) 各取組方針の主要な要素に係る指標

なお、指標はできる限りアウトカム指標^{*1}を設定するものとし、アウトプット指標^{*2}である場合は、定量的なものを設定するよう努めました。

*1 アウトカム指標：その活動の結果、どのような変化が生まれたかを示す指標（満足度の向上など）

*2 アウトプット指標：活動をどの程度行ったかを示す指標（実施回数、来場者数など）

(1) 計画全体の指標

本計画の基本理念である地域共生社会は、市民が主体的に地域活動へ参加し、互いに支え合う関係を築くことで、多様性と寛容性が確保され、地域への愛着が育まれる姿を理想としています。これらを実地指標として採用することで、施策が地域力の向上にどの程度寄与しているかを、市民の実感として把握することができます。

指標	計画当初	令和 14 年度
「暮らしている地域では、地域活動への市民参加が盛んである」と感じている実感の指標 (ウェルビーイング指標 (下記参照) における主観指標による (以下「WB 指標」と表記) 。)	46.6 ※令和 7 年度全国調査	上昇
「この町内には、どんな人の意見でも受け入れる雰囲気がある」と感じている実感の指標 (WB 指標)	49.7 ※令和 7 年度全国調査	上昇
「町内に対して愛着がある」意識の指標 (WB 指標)	52.7 ※令和 7 年度全国調査	上昇

ウェルビーイング指標とは

国が推進する「デジタル田園都市国家構想」において、市民の「幸福感 (Well-Being)」と「暮らしやすさ」を可視化するために設計された共通指標で、市区町村単位で集計されています。

住民アンケートに基づく「主観指標」では、市民が感じる幸福感や満足度を測定し、オープンデータなどから算出される「客観指標」では、地域の環境やサービス水準といった暮らしやすさを評価します。

指標の数値は 20～80 の範囲で表示され、数値が高いほどウェルビーイングの観点から望ましい状況にあることを示します。

(2) 各取組方針の主要な要素に係る指標

ともに支え合い、活力ある地域づくりの推進

施策の方向性	指標	計画当初	令和 14 年度
1 地域活動の担い手の確保	ボランティア登録者数 ※市社協ボランティアセンター、国際交流ボランティア及び生涯学習ボランティアの延べ人数（複数登録を含む。）	10,431 人 ※令和 7 年度末実績	増加
2 地域での支え合い、助け合い	「町内の人困っていたら手助けをする」意識の指標（WB 指標）	47.0 ※令和 7 年度全国調査	上昇
3 地域活動の活性化	地域活動に参加したことがある人の割合（WEB アンケート）	29.7% ※令和 8 年度実施	上昇
4 地域の安全・安心づくり	「暮らしている地域では防災対策がしっかりしている」と感じている実感の指標（WB 指標）	48.0 ※令和 7 年度全国調査	上昇

包括的な支援体制の整備

指標	計画当初	令和 14 年度
「困ったことがあった場合、地域で相談できる人や場所がある」と答えた人の割合（WEB アンケート）	39.1% ※令和 8 年度実施	上昇

第4章 ともに支え合い、活力ある地域づくりの推進

本計画は、第3章「3 計画の構成」に記載のとおり、各地域で共通的に実施されている地域生活課題を解決するための「住民主体の取り組み」と、その取り組みを下支えする「市・市社協の取り組み」を関連付けて掲載します。なお、本章に関連する具体的な施策・事業は、主要なものを抜粋して掲載しており、その他のものは資料編に掲載しています。

施策の方向性 1 地域活動の担い手の確保

成果指標	計画当初	令和 14 年度
ボランティア登録者数 ※市社協ボランティアセンター、国際交流ボランティア及び生涯学習ボランティアの延べ人数（複数登録を含む。）	10,431 人 ※令和 7 年度末実績	増加
【現状、課題及び今後の方向性】 社会情勢の変化に伴い、千葉市における地域生活課題は複雑化・複合化しています。これらの課題の軽減や解決には、地域における支え合いが不可欠である一方、地区部会や町内自治会をはじめとする地域活動団体の加入率低下に加え、担い手の高齢化・固定化による特定の個人への過度な負担が生じており、活動が停滞している地域も見られるため、新たな担い手の確保が必要です。 主要施策は次のとおりです。 （１）福祉教育の推進（２）ボランティア活動の推進（３）高齢者や障害者の社会参加		

主要施策(1) 福祉教育の推進

【現状、課題及び今後の方向性】

支え合いの基盤づくりのため、体験や学習を通じて共に支え合う心を育むことが必要です。

地域では、地区部会をはじめとする活動主体が、福祉講座やボランティア講座を開催するほか、各種活動に児童・生徒がボランティアとして参加できる機会づくりなどに取り組んでいます。

市・市社協は、学校と連携して福祉教育を実施するとともにそのスキル、ノウハウや情報の提供に努めます。また、あらゆる機会を通じて福祉を身近なものとして捉え、「我が事」として意識してもらえよう福祉教育を推進します。

【地域での主な取組みの例】

具体的な取組み

- ・地区部会、地域の福祉施設、団体・サークルなどの連携による地域住民を対象とした福祉講座、ボランティア講座、研修会等の実施
- ・地区部会と社会福祉法人などが連携し、地域住民や子どもが地域福祉活動を体験する場を提供
- ・世代の違いや障害の有無を超えた交流やイベントなどの実施

【市・市社協の主な事業】

施策・事業名	取組内容	実施主体
福祉教育の推進	福祉に関する意識醸成のため、福祉教育推進事業を行います。 【主な事業】 学校や地域等への福祉体験用具の貸出、「総合的な学習」等における出前講座、教員向け講座、情報誌の発行	教育指導課、生涯学習振興課、市社協など

- ・その他の事業の例：福祉講話の実施、青少年育成事業など

主要施策(2)

ボランティア活動の推進

【現状、課題及び今後の方向性】

市民意識調査*によると、地域活動の認知度は向上しているものの（グラフ参照）、実際の参加には必ずしも結びついておらず、担い手が不足している現状が課題となっています。

* WEBアンケート（令和5年度・7年度実施）

地域では、広報活動や気軽に参加できる機会づくりなど、より多くの主体が担い手として参画できる環境づくりを進めるほか、各種研修・学習会などを開催して活動者のスキルの向上に努めています。

市・市社協は、生活様式が多様化している状況を踏まえ、地域住民が、「できる時に、できることから」無理なく関わることができるよう、多様な参画機会を提供します。

また、様々な機会を活用し、地域活動の必要性とともに、その魅力や「やりがい」を広く発信することで地域住民の参加意欲を醸成します。

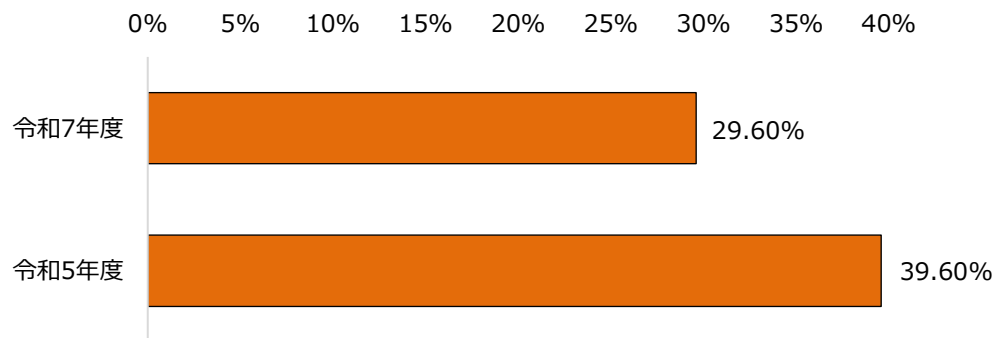
このほか、地域の活動団体とボランティアとのマッチングの円滑化を図るとともに、住民の気づきを専門機関へ迅速につなぐコーディネート機能の強化など、地域主体の福祉活動を多角的に後押しします。

あわせて、現在ボランティア活動に協力いただいている個人や団体に対しては、引き続き持続的な活動に向けた支援を行います。

○地域活動の認知状況

WEB アンケート（令和5年度・7年度実施）

（住んでいる地域でどのような地域活動が行われているか「知らない」と答えた人の割合）



【地域での主な取組みの例】

具体的な取組み

- ・地域を支えるボランティア等の担い手づくりの推進、気軽にボランティア活動に参加できる仕組みづくり
- ・ボランティア研修・講座の開催
- ・地域福祉活動の参加機会の確保、体験の場の提供
- ・ボランティア参加の呼びかけ、広報

【市・市社協の主な事業】

施策・事業名	取組内容	実施主体
市民のボランティア活動の促進	市民のボランティア活動を育成・支援するため、各種事業を実施します。 【主な事業】 ボランティア活動参加のきっかけづくり、活動参加の相談受付・募集、ボランティア活動の情報提供・発信、ボランティア活動への支援	別表1 参照

別表1 市民のボランティア活動の促進事業

施策・事業名	取組内容	実施主体
市民活動支援センター	市民による公益的な活動を始めたい人への情報提供や、既存の団体への運営支援、ボランティア情報の提供、交流の場の提供などを行います。 ※個人向けボランティア相談窓口を集約するために「チーム千葉ボランティアネットワーク」を統合	市民自治推進課
国際交流ボランティア	外国人と日本人の市民の相互理解促進のため、（公財）千葉市国際交流協会において、各種事業を実施します。	国際交流課（（公財）千葉市国際交流協会）
生涯現役応援センター	高齢者の就労や地域活動等の情報を集約し、情報提供・相談・紹介を行う総合相談窓口を設置して社会参加を促進します。	高齢福祉課
生涯学習ボランティア	地域における生涯を通じた学習活動を支援するため、団体・グループ等の指導者やボランティアの養成等各種事業を実施します。	生涯学習振興課（（公財）千葉市教育振興財団）
ボランティアセンター	ボランティアの総合窓口として、相談受付・紹介、情報提供、広報・啓発、講座の開催などを行います。	市社協

・その他の事業の例

専門ボランティア養成（シニアリーダー養成講座・地域活動支援、食育推進員の養成、介護支援ボランティア制度、手話・点字・ガイドボランティア等の養成、ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業、精神保健福祉ボランティア講座、防災知識の普及啓発）、ボランティア活動補償制度、ちばし地域づくり大学校など

主要施策(3)

高齢者や障害者の社会参加

【現状、課題及び今後の方向性】

地域に住む誰もが、属性や世代に関わらずその社会でその人らしく充実した生活が送れるよう、地域に活動の場を確保し、社会参加できる体制づくりが求められています。

地域では、地区部会をはじめとする活動主体が、サロンなどを開催し、高齢者の外出や社会参加を支援しているほか、各種イベントへの幅広い世代が参加できるよう取り組んでいます。

市・市社協は、地域のサロン活動などへの助成のほか、高齢者や障害者が社会に参加しやすくなる物理的・心理的な環境づくりや情報提供、相談支援などを行います。

【地域での主な取組みの例】

具体的な取組み

- ・地域における祭り、地区運動会、敬老会など、世代や属性を超えて参加・交流できるイベントの開催
- ・地域で行われるイベントに障害者が参加しやすくなる配慮や一部の役割を担ってもらう取組み
- ・地区部会が開催する「ふれあい・いきいきサロン」「ふれあい・散歩クラブ」など、高齢者の仲間づくり、健康保持のための地域活動の実施

【市・市社協の主な事業】

施策・事業名	取組内容	実施主体
いきいき活動 外出支援事業	高齢者団体が実施する研修、視察、ボランティア活動など、自主的な活動のための民間バス借り上げ費用の一部を助成します。	高齢福祉課
パラスポーツ振 興補助金	市民団体などが行う、障害者を対象とするスポーツ教室やパラスポーツイベントの開催に対し費用の一部を助成します。	スポーツ振興課

・その他の事業の例

ちばしパラスポーツコンシェルジュ、階段昇降機の取得費用・運営経費助成、シルバー人材センター、生涯現役応援センター、福祉有償運送支援事業、障害者スポーツ大会の開催、グリーンスローモビリティの活用、若年性認知症支援など

施策の方向性 2

地域での支え合い、助け合い

成果指標	計画当初	令和 14 年度
「町内の人困っていたら手助けをする」意識の指標（WB 指標）	47.0 ※令和 7 年度全国調査	上昇

【現状、課題及び今後の方向性】

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域における支え合いの体制づくりが欠かせません。そのために地域住民が世代や背景、属性を超えてつながり、相互に助け合う関係の構築を目指し、関係主体が互いに連携して各種施策を実施します。

主要施策は次のとおりです。

（4）居場所・仲間づくり（5）支え合い活動の体制づくり（6）地域での見守り体制構築

主要施策(4)

居場所・仲間づくり

【現状、課題及び今後の方向性】

地域の居場所は、市民が気軽に集い、交流や相談ができる身近な拠点として、孤立防止や健康維持に寄与する重要な基盤です。高齢者や障害者をはじめ、子育て世代や社会的孤立のリスクを抱える方などの外出機会を広げ、地域の見守り力を高めるほか、市民が役割を持ち参加できる環境を整えることで、支え合いを強化します。

地域では、サロン活動や地域食堂など、仲間づくりのための活動を行っているほか、社会福祉施設等の地域交流スペースなどを活用した交流の場を確保しています。

市・市社協は、様々な地域交流の場を提供するほか、各種地域活動を支援します。

【地域での主な取組みの例】

具体的な取組み

- ・社会福祉施設等の地域交流スペースを活用した多世代間の交流機会創出
- ・地域の店舗スペースを気軽に立ち寄れるコミュニティの場として活用
- ・地域関係者の連携・協力による、子どもや幅広い世代が気軽に集える子ども食堂や地域食堂、コミュニティカフェ等の居場所づくり
- ・地区部会が開催する「ふれあい・いきいきサロン」「ふれあい・子育てサロン」「ふれあい・散歩クラブ」など、仲間づくりのための地域活動

【市・市社協の主な事業】

施策・事業名	取組内容	実施主体
認知症カフェ	認知症及び軽度認知障害のある方を支援し、その家族の介護負担の軽減等を図るため、認知症カフェを開催する個人または団体に対し費用の一部補助を行います。	地域包括ケア推進課
社会福祉施設における地域交流スペース等の活用促進	地域住民などが地域福祉活動に利用できる場所の確保を進めるため、社会福祉施設の事業候補者に地域交流スペースなどの設置を提案します。また、その情報を広報します。	高齢福祉課、介護保険事業課

・その他の事業の例

子育てサークルの支援、地域支え合い型訪問支援・通所支援事業、ひきこもりサポート、どこでもこどもカフェ、学校施設開放、アフタースクール事業・放課後子ども教室推進事業、地域づくり拠点としての公民館の活用、子育てサポーター・家庭教育アドバイザー配置事業、子どもの居場所づくりへの支援など

主要施策(5)

支え合い活動の体制づくり

【現状、課題及び今後の方向性】

地域における様々な支え合い活動は、住民同士をつなげ、地域生活課題の軽減・解決に資するものであり、地域共生社会の実現のために不可欠なものです。

地域では、地区部会や町内自治会をはじめとする様々な活動主体が、潜在する福祉ニーズや生活課題の把握に努め、それぞれの実情に応じた支え合いの体制づくりを進めています。

市・市社協は、生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーにより地域の支え合いの仕組みづくりを支援します。

【地域での主な取組みの例】

具体的な取組み

- ・地域において様々な活動主体が電球交換、ごみ出し、外出支援、見守りなど、地域のニーズに合わせた支え合い活動を実施
- ・アンケートやヒアリングにより地域生活課題を把握し、内容に応じた支援活動を実施

【市・市社協の主な事業】

施策・事業名	取組内容	実施主体
生活支援コーディネーター（第2章 p.29 参照）	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、生活支援コーディネーターが、地域の支え合いの仕組みをつくる各種活動を行います。 【主な活動】 地域資源の調査、支援ニーズの把握、地域に不足するサービスの創出、地域資源と支援ニーズとのマッチング	地域包括ケア推進課
コミュニティソーシャルワーカー（第2章 p.28 参照）	市社協各区事務所に配置されたコミュニティソーシャルワーカーが、地域で困りごとを抱えている人の支援や地域の支え合いの仕組みづくりなどを行います。 【主な業務】 個別支援：地域住民の様々な相談や困りごとを受け止め、必要な専門機関に繋いだりする活動 地域支援：地域における住民同士の支え合い活動を支援するなど、地域課題の解決に向けた活動	市社協
地域における活動主体の支援	地域福祉を推進する主体の活動を支援します。 【主な対象】 地区部会、町内自治会、地域運営委員会、民生委員・児童委員、老人クラブ、保護司、青少年育成委員会、子ども会、スポーツ振興会など	別表2 参照

別表2 地域における活動主体の支援

施策・事業名	取組内容	実施主体
社会福祉協議会地区部会	・地区部会の運営費用および高齢者の地域交流促進、健康づくり、子育て支援、人材育成などの事業への助成 ・活動従事者対象の研修を実施	市社協
町内自治会	町内自治会等の地域コミュニティ振興の総括	市民自治推進課
地域運営委員会	地域運営委員会の設立及び活動に係る経費を補助	市民自治推進課
民生委員・児童委員	民生委員・児童委員を対象とする研修を実施、活動負担軽減のため、活動を補佐する民生委員協力員を配置（希望制）	市社協、地域福祉課
老人クラブ	老人クラブの設立経費や事業経費を補助	高齢福祉課
保護司	・保護司会連絡協議会への補助金、千葉県更生保護助成協会への負担金を交付 ・更生保護サポートセンターの開設場所の提供	地域福祉課
青少年育成委員会	青少年育成委員会の運営経費を補助	健全育成課
子ども会	子ども会の運営経費を補助	健全育成課
スポーツ振興会	スポーツ振興会連絡協議会活動に関する経費を補助	スポーツ振興課

・その他の事業の例

市民自治の推進、地域支援プラットフォームの構築、支え合いのまち推進協議会、ファミリー・サポートセンター事業、区地域活性化支援事業など

主要施策(6)

地域での見守り体制構築

【現状、課題及び今後の方向性】

地域の誰もが活躍の場を持ち、役割を持っていきいきと暮らせる社会を実現するため、社会参加を促進する体制づくりが求められています。

地域では、サロンや日常的な声かけなどによる安否確認を行うなど、見守り活動の体制づくりを進めるとともに、身近な相談体制の構築や相談窓口の情報提供を行います。

市・市社協は、地域と連携して各種見守り事業を実施するほか、地域の見守り活動の初期経費や活動経費の助成など支援を行います。

【地域での主な取組みの例】

具体的な取組み

- ・ひとり暮らしの高齢者が急病になった際、救急隊に必要な情報を伝える「安心カード」の配布
- ・「高齢者選べる見守りサービス」（仮）を活用した見守りサービスの利用促進
- ・地区部会や民生委員・児童委員などによる見守り活動

【市・市社協の主な事業】

施策・事業名	取組内容	実施主体
高齢者選べる見守りサービス（仮）	高齢者が自分に合った見守りサービスを選べるよう、月額利用料の一部を市が補助します。	高齢福祉課
見守り活動支援	地域における見守り活動を、ノウハウの提供や活動助成などにより支援します。	市社協

・その他の事業の例

あんしんケアセンター、認知症等行方不明SOSネットワーク、地域ケア会議、認知症サポーター養成講座、高齢者等ごみ出し支援事業など

施策の方向性3 地域活動の活性化

成果指標	計画当初	令和14年度
地域活動に参加したことがある人の割合 (WEBアンケート)	29.7% ※令和8年度実施	上昇

【現状、課題及び今後の方向性】

地域生活課題の解決・軽減には、住民主体の地域活動の活性化が不可欠です。しかし、活動の現場では担い手の固定化や高齢化、ノウハウの断絶などが深刻な課題となっています。多様な世代が無理なく参加できる環境を整えるとともに、誰もが役割を持ち、つながり合える持続可能な地域活動の展開が求められます。

主要施策は次のとおりです。

- (7) 健康づくり (8) 地域の機関・団体等との連携 (9) 地域での交流機会の創出
(10) 地域活動情報の収集・発信

主要施策(7)

健康づくり

【現状、課題及び今後の方向性】

健康上の支障により医療や介護に要する期間が長期化することは、本人や家族にとって経済的・精神的に大きな負担となります。すべての市民がいつまでも健やかで活力ある生活を送るためには、身近な地域で健康づくりに参加できる環境整備が不可欠です。とりわけ、フレイルのリスクが高まる高齢期においては、その兆候を早期に把握し、適切なサービスへつなぐ体制の構築が求められます。

地域では、各種スポーツ活動やシニアリーダー体操教室、「ふれあい・散歩クラブ」などにより外出や体を動かす機会づくりに取り組むほか、健康づくりをテーマとした研修会・講習会を実施しています。

市・市社協は、高齢者のフレイル予防をはじめとする市民の健康維持のため、専門職が地域で健康教育や健康相談を行うほか、健康づくりの担い手育成や気軽にスポーツを楽しむ環境の提供を行っています。

【地域での主な取組みの例】

具体的な取組み

- ・介護予防・フレイル予防や健康をテーマとした研修会や講習会の実施
- ・地域の関係団体が連携し、各種スポーツ大会などを実施
- ・地区部会が高齢者の仲間づくり、健康保持のため「ふれあい・いきいきサロン」「ふれあい・散歩クラブ」など地域活動を実施

【市・市社協の主な事業】

施策・事業名	取組内容	実施主体
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（介護予防教育）	保健福祉センターの医療専門職が地域の通いの場に出向き、フレイルに関する健康教育のほか、参加者の健康状態の把握や健康相談を行います。	健康推進課

・その他の事業の例

シニアリーダー養成講座・地域活動支援、食育推進員の養成、地域リハビリテーション活動支援事業、学校体育施設開放事業など

主要施策(8)

地域の機関・団体等との連携

【現状、課題及び今後の方向性】

多様化する地域生活課題に対応するには、各種機関や団体、個人などの活動主体が連携することが不可欠です。しかし、個々の活動が孤立し、情報共有や役割分担が十分に機能していないことがあります。活動主体同士、互いの強みを活かし、意見交換や課題意識の共有を行うことで、ネットワークを強化し、地域全体で支え合う持続可能な活動体制の構築が期待されます。

地域では、各種団体が相互に連携・協力し、会議や地域活動を通じた情報共有を実施しています。

市・市社協は、地域の活動主体が連携するための情報提供や、意見交換の場を設けています。

【地域での主な取組みの例】

具体的な取組み

- ・地区部会があんしんケアセンターなどと連携・協力し、健康づくりや介護予防の情報提供をサロン活動などで行うなど、地域活動を様々な主体が連携して実施
- ・各種地域団体が相互に連携・協力し、会議や地域活動を通じた情報共有を実施

【市・市社協の主な事業】

施策・事業名	取組内容	実施主体
支え合いのまち推進協議会	各区に設置する支え合いのまち推進協議会の活動により地域福祉に関する情報の交換・発信を行います。 【主な活動】 地域活動主体間の情報交換、推進協だよりの発行による情報発信	地域福祉課、各区高齢障害支援課・地域づくり支援課、市社協

・その他の事業の例

市民活動支援センター、国際交流ボランティア、福祉まるごとサポートセンター、生涯現役応援センター、生涯学習ボランティア、ボランティアセンター、地域における活動主体の支援、市民自治の推進、地域ケア会議、学校と地域の連携・協働体制の整備事業など

主要施策(9)

地域での交流機会の創出

【現状、課題及び今後の方向性】

孤独・孤立対策や地域の多世代共生を進めるためには、住民同士が顔の見える関係を築く交流機会の創出が必要です。そのため、多様な世代が個人の趣味や特技を活かして無理なく集える機会を拡充するなど、地域のつながりを再構築する取組みが求められます。

地域では、様々な祭りやイベントを開催するほか、地域の顔の見える関係を構築するため、あいさつ・声掛け運動などを行っています。

市・市社協は、地域における活動主体を支援しています。

【地域での主な取組みの例】

具体的な取組み

- ・顔なじみの関係づくりのため、イベント・行事など地域活動の実施時に積極的な住民同士のあいさつ・声かけを実施
- ・様々な祭りやイベントの開催による地域交流の活性化への取組み

【市・市社協の主な事業】

施策・事業名	取組内容	実施主体
市民自治の推進	住民同士の助け合いと支え合いによる地域運営を持続可能なものとするため、多様な主体の連携を促進する取組みを実施します。	市民自治推進課

・その他の事業の例

地域における活動主体の支援、支え合いのまち推進協議会、区地域活性化支援事業、保育所（園）・認定こども園地域活動事業など

主要施策(10)

地域活動情報の収集・発信

【現状、課題及び今後の方向性】

地域活動に関する情報を収集し、分かりやすく発信することは、住民の参加を促し、地域のつながりを深めるうえで重要な役割を果たします。身近な取組みや支援の情報が共有されることで、誰もが地域の課題や魅力を知り、協力し合える環境が整います。こうした情報が循環することにより、持続的な地域活動を支える基盤がつくられます。

地域では、各主体が広報紙の発行や、ホームページ、SNSなどで活動に関する情報を発信しています。

市・市社協は、地域での活動情報を幅広く収集し、様々な媒体により発信します。

【地域での主な取組みの例】

具体的な取組み

・地区部会や町内自治会の広報紙を発行するほか、ホームページ、SNS、集いの場、イベントなどで地域福祉に関する情報を発信

【市・市社協の主な事業】

施策・事業名	取組内容	実施主体
千葉市の生活支援サイトの充実	地域住民を主体とする生活支援・介護予防サービスについて、生活支援コーディネーターが活動状況を調査し「千葉市生活支援サイト」に公開することにより、市民に周知を図ります。併せて、関係機関に生活支援サイトの周知を図ります。	地域包括ケア推進課

- ・その他の事業の例
支え合いのまち推進協議会、市民のボランティア活動の充実など

施策の方向性 4 地域の安全・安心づくり

成果指標	計画当初	令和 14 年度
「暮らしている地域では防災対策がしっかりしている」と感じている実感の指標（WB 指標）	48.0 ※令和 7 年度全国調査	上昇

【現状、課題及び今後の方向性】

ひとり暮らし高齢者の増加や地域のつながりの希薄化など、安全・安心を支える基盤が弱まり、防犯や災害時の支援体制に課題が生じています。このため、市・市社協と地域が連携し、情報共有や支援体制の充実を図り、地域ぐるみで防犯・防災力を高めていくことが必要です。

主要施策は次のとおりです。

(11) 防犯・安全対策 (12) 防災対策

主要施策(11) 防犯・安全対策

【現状、課題及び今後の方向性】

防犯・安全分野においては、高齢化や地域のつながりの希薄化による見守り力の低下や犯罪の多様化が課題となっています。

地域では、防犯パトロールの実施や、防犯街灯・防犯カメラの設置、防犯マップの作成のほか、子どもの登下校見守り活動など、住民主体の取組みが進められています。

市・市社協は、各種防犯活動に対する助成や交通安全、悪質商法等を題材にした消費者教育講座を開催するほか、関係機関との連携強化を行い地域の見守りネットワークを構築するなど、安全で安心な地域づくりを推進します。

【地域での主な取組みの例】

具体的な取組み	
・地域と学校が連携し、セーフティウォッチャー活動の充実を図るとともに、「こども 110 番のいえ」の協力も得て「声かけ・あいさつ運動」を実施 ・防犯パトロールの実施や防犯マップの作成・活用 ・顔なじみの関係づくりのため、イベント・行事など地域活動の実施時に積極的な住民同士のあいさつ・声かけを実施	

【市・市社協の主な事業】

施策・事業名	取組内容	実施主体
市民防犯活動の支援	防犯パトロール隊への物品配付や各種講座の開催、防犯街灯・防犯カメラの設置助成等を実施します。	地域安全課
地域防犯ネットワークの推進	市、警察及び事業者が協働して、地域の見守りネットワークを構築し、安全で安心なまちづくりを推進するとともに、犯罪発生情報等の防犯情報をスピーディーに配信する、「ちばし安全・安心メール」を実施します。	地域安全課

・その他の事業の例

交通安全対策、くらしの巡回講座・連携事業、こども 110 番のいえ、防犯ウォーキングの推進、通学路合同点検、学校セーフティウォッチなど

主要施策(12)	防災対策
----------	------

【現状、課題及び今後の方向性】

近年、自然災害が頻発・激甚化しており、平時からの食料・飲料水や災害用備品の備蓄、避難所の設営・運営訓練など、地域における自助・共助による防災対策の重要性が高まっています。

地域では、町内自治会や自主防災組織が連携して避難所運営委員会を設立し、災害時に主体的に避難所を開設・運営できる体制を整えるとともに、定期的な防災訓練を実施しています。また、避難行動要支援者名簿を活用し、安否確認等の支援体制づくりを進めています。

市・市社協は、避難所運営委員会の設立育成・活動支援や自主防災組織の育成、要支援者名簿の作成・提供、災害ボランティアセンターの迅速な設置体制の整備などを通じて、地域の取組みを支援します。

【地域での主な取組みの例】

具体的な取組み	
・避難所開設・運営訓練、防災訓練、救命講習等を定期的の実施 ・防災マップを作成、配布するほか、防災に関する研修会などを実施 ・家庭における避難場所の確認や防災用品の準備を行うよう意識啓発	

【市・市社協の主な事業】

施策・事業名	取組内容	実施主体
避難所運営委員会の設立育成・活動支援	災害時に避難所の迅速な開設および円滑な運営を行うため、地域の町内自治会などが主体となる避難所運営委員会の設立を促進するとともに、活動に要する経費を助成します。	防災対策課
災害時におけるボランティア体制の整備	災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアセンターの運営について、設置場所や資機材の確保等、体制の整備を行います。	市社協、地域福祉課

・その他の事業の例

自主防災組織の育成、防災アドバイザー派遣、避難行動要支援者の支援、防災知識の普及啓発など

第5章 包括的な支援体制の整備

千葉市では、地域共生社会の実現に向けて、社会福祉法第106条の3に基づき、包括的な支援体制の整備を進めています。

本章では、地域生活課題を抱える方や世帯を包括的に支えるための体制整備の考え方と今後の方向性について示します。なお、本章に関連する主な事業は、資料編に掲載しています。

施策の方向性

安心して相談できるつながりのある地域

成果指標	計画当初	令和14年度
「困ったことがあった場合、地域で相談できる人や場所がある」と答えた人の割合 (WEB アンケート)	39.1% ※令和8年度実施	上昇

1 包括的な支援体制とは

包括的な支援体制とは、高齢、障害、子育て、生活困窮などの分野ごとの「縦割り」を超え、行政、支援関係機関、地域住民、関係団体などが相互に連携しながら、複雑化・複合化した課題を抱える方や世帯を、分野を問わず「まるごと」受け止め、切れ目のない支援を提供する仕組みです。

近年、少子高齢化や人口減少、地域のつながりの希薄化などを背景として、生活困窮、ひきこもり、いわゆる「ごみ屋敷」、ダブルケア、8050問題など、複数の課題が重なり合うケースが増えています。このような課題は一つの制度や機関だけでは対応が難しく、関係機関が分野横断的に連携し、それぞれの専門性や強みを生かしながら支援を行うことが重要です。

WEBアンケートでは、「困ったことがあった場合、地域で相談できる人や場所がある」と回答した人の割合は4割を下回っており、身近に相談できる環境が十分に整っていると感じている人が多くない状況がうかがえます。複雑化・複合化した課題を抱える方や世帯を適切な支援につなぐためには、相談を受け止める体制の充実と関係機関の連携による包括的な支援体制の整備が一層求められています。

【包括的な支援体制における地域と行政の役割】

地域の役割	「誰か」の困り事を「誰か」の問題にせず、地域みんなで気にかけて、支え合う地域づくり
行政の役割	制度の狭間や、複雑化・複合化した課題等、どんな相談も断らない相談支援の体制づくり

2 包括的な支援体制を整備する背景

近年、社会的孤立や複雑化・複合化した課題を抱える世帯の増加により、分野ごとの支援だけでは対応が難しいケースが顕在化していることを踏まえ、令和2(2020)年の社会福祉法改正により重層的支援体制整備事業(第106条の4)が創設されました。

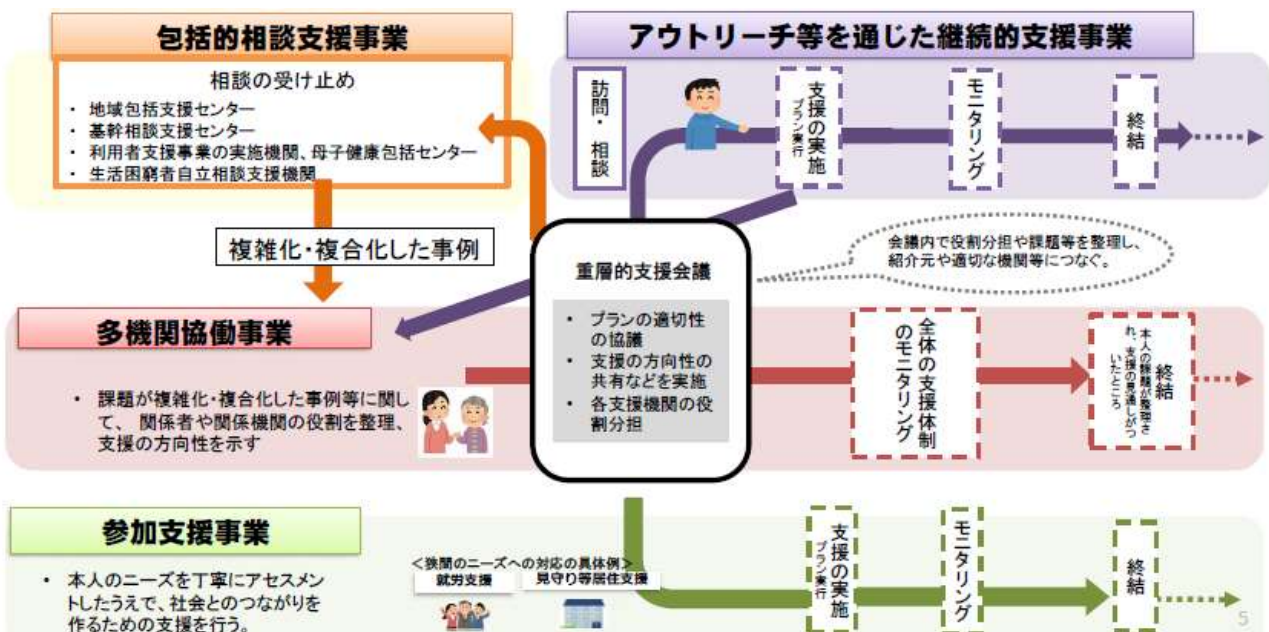
千葉市でも、包括的な支援体制のあり方について検討を進めてきましたが、その結果、分野をまたぐ複合的な課題への対応や関係機関の連携強化、相談先の分かりにくさが課題であることが明らかとなりました。

これらの課題に対応するため、関係機関協働のコーディネートと包括的な相談受付という2つの機能を持ち、市と市社協との混合により運営を行う、福祉まるごとサポートセンター(以下「福まる」といいます。)を令和5(2023)年10月に開設し、既存の支援関係機関と連携しながら支援を行う体制を整備しました。

重層的支援体制整備事業は、「相談支援」「社会参加に向けた支援」「地域づくり支援」を一体的に実施し、地域生活課題を抱える市民や世帯を継続的に支える仕組みです。千葉市では、令和7(2025)年度までは重層的支援体制整備事業の移行準備事業を活用しながら体制整備を進めてきました。その過程において事業の実施状況や市民ニーズ等を踏まえた検証を行った結果、既存の制度や分野に当てはまらない、どこに相談してよいかわからない困りごとを抱えている方が一定数いることがわかりました。そこで、国制度の枠組みを基本としながらも、千葉市の地域特性や既存の支援関係機関を生かした柔軟な手法により体制整備を進めることが効果的であると考えました。

そのため、令和8(2026)年度以降は、国制度の理念を踏まえつつ、千葉市の実情に即した包括的な支援体制を整備しています。

【重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)】



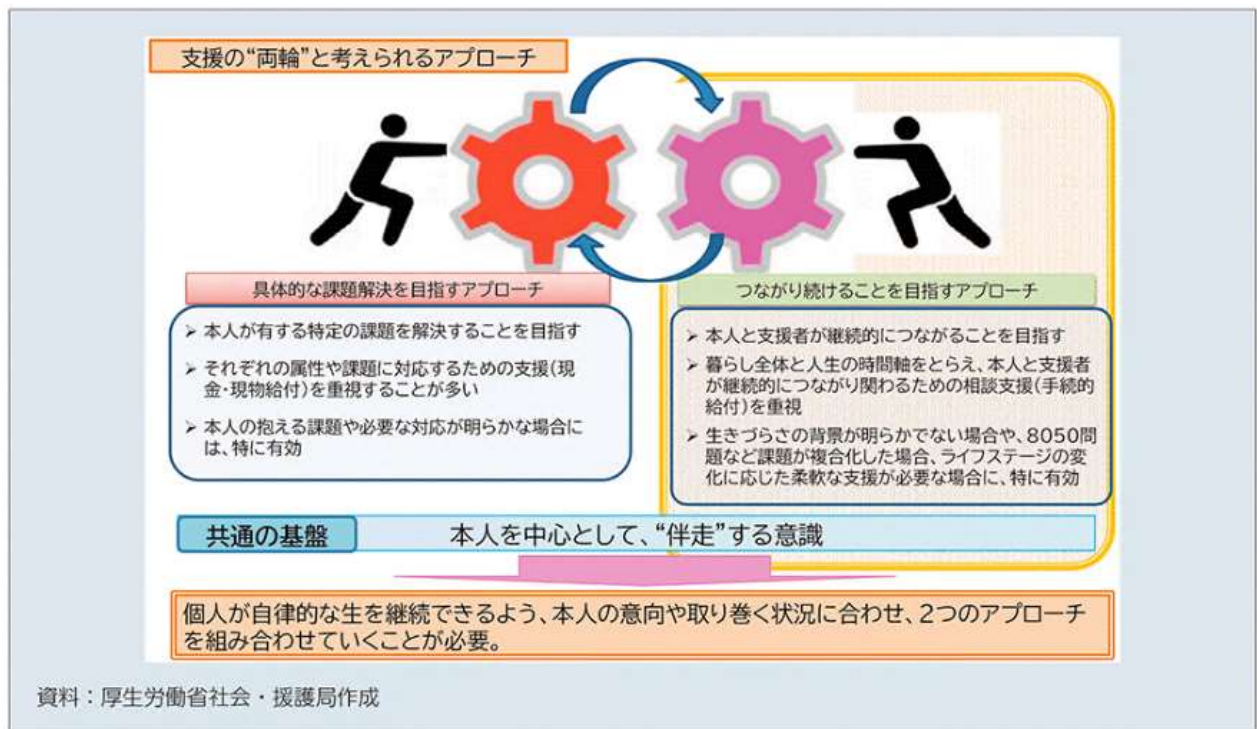
(出典：厚生労働省作成資料)

3 包括的な支援体制を整備するための事業

千葉市では、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の問題を抱える方の相談を包括的に受け止め、関係機関が連携して支援を行う相談支援、社会とのつながりの希薄化により、孤立や生きづらさを抱える方の社会参加に向けた支援、地域住民同士の支え合いや多様な主体の参加を促進する地域づくり支援を一体的に実施し、包括的な支援体制を整備するとともに、誰もが安心して暮らすことができるよう、権利擁護や虐待防止等に取り組めます。

孤立や社会とのつながりの希薄化が生きづらさの要因となっている場合は、制度にたぐただけでは十分な解決につながらないことがあります。そのため、千葉市では、具体的な課題解決を目指すアプローチと、つながり続けることを目指すアプローチを支援の両輪として推進します。

【対人支援において求められるアプローチ】



(1) 相談支援

ア 包括的相談支援事業

各支援関係機関において、相談者の属性や相談内容を問わず包括的に相談を受け止め、課題を整理した上で、必要な支援や関係機関につなぎます。千葉市全体で相談を受け止める体制を整備し、市民の困りごとが制度の狭間にこぼれ落ちることのないよう支援します。

イ アウトリーチ等

関係機関や地域との連携により、支援が届きにくい方や潜在的なニーズを抱える方を早期に把握し、訪問等によるアウトリーチを実施します。本人との信頼関係を築きながら継続的に伴走し、孤立の防止や課題の解決を支援します。

ウ 多機関協働

単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した地域生活課題に対し、必要に応じて関係者間の役割分担や支援の方向性の整理、支援プランの作成、全体の進捗管理など、関係者が協働して支援していけるようコーディネートします。

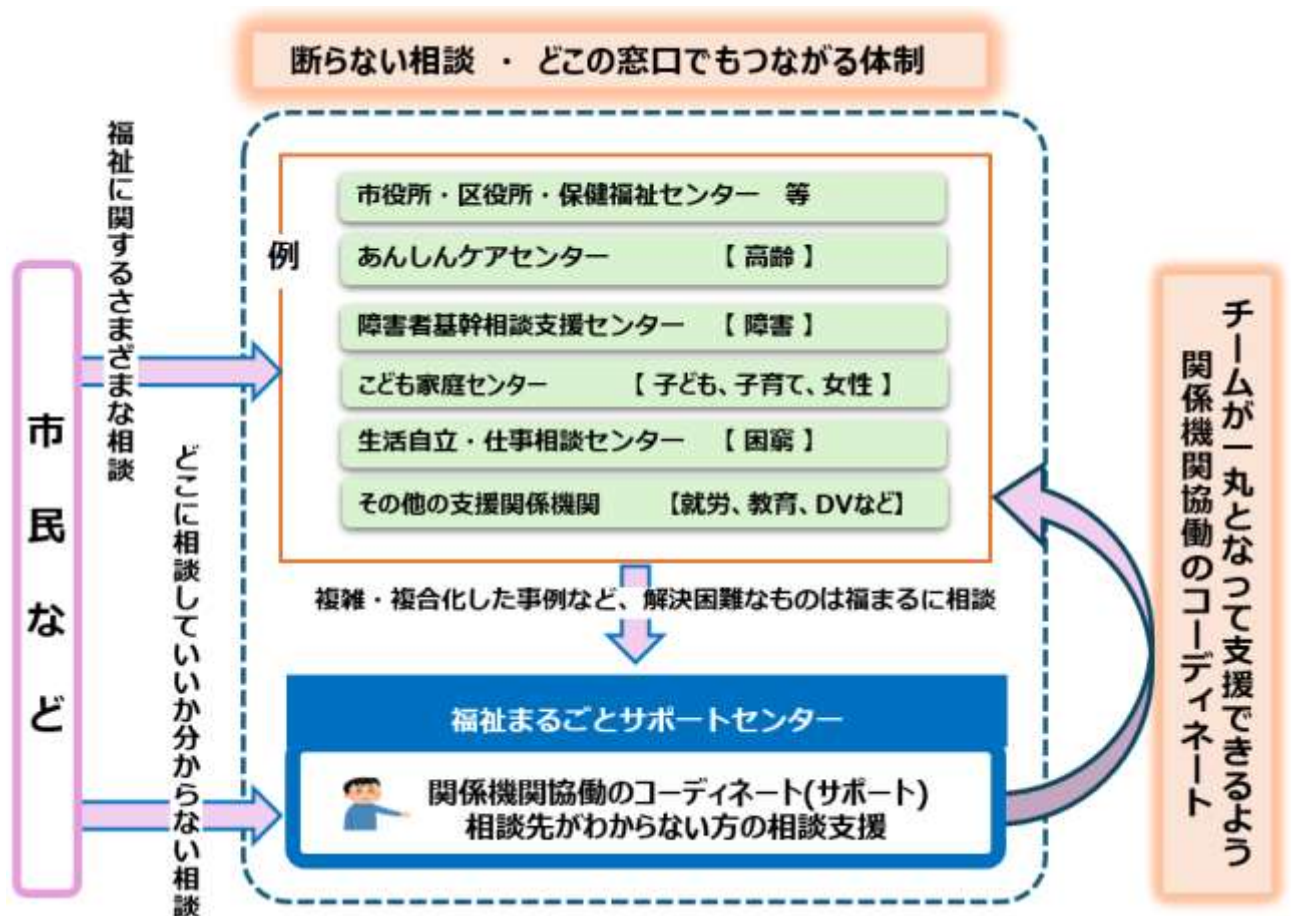
必要に応じて多機関協働支援会議を開催し、関係機関間で情報共有や役割分担、支援方針の検討を行うことで、円滑かつ効果的な支援につなげます。

施策・事業名	取組内容	実施主体
福祉まるとサポートセンター（相談支援）	包括的相談を入口として、どこに相談すればよいか分からない困りごとや、複雑化・複合化した地域生活課題に対し、関係機関と連携しながら支援を行っています。 【主な事業】 包括的相談、多機関協働、アウトリーチ	地域福祉課・市社協

・その他の事業の例

生活自立・仕事相談センター、あんしんケアセンター、障害者基幹相談支援センター、在宅医療・介護連携支援センターなど

【福まるの機能イメージ図】



(2) 社会参加に向けた支援

社会とのつながりが薄れ、孤立や生きづらさを抱える方の社会参加を促進するため、地域社会の様々な主体や関係機関等と連携し、居場所づくりや地域活動、ボランティア活動、就労体験、文化・スポーツ活動など、多様な参加機会の確保・充実を図ります。

また、本人の希望や興味・関心、生活状況等を丁寧に把握し、一人ひとりの状況に応じた参加の場や活動内容を調整します。社会参加に対する不安や負担感に配慮しながら、まずは居場所への参加や見学、短時間の活動など、本人が無理なく参加できる機会から段階的な支援を行い、地域とのつながりの回復や新たな人間関係の構築につなげます。

さらに、参加後も継続的な見守りや相談支援を行い、本人のペースに合わせて活動の継続やステップアップを支援します。あわせて、受け入れ先に対しても、本人の特性や配慮事項の共有、活動環境の調整、関係機関との連携支援などを行い、安心して受け入れができる体制づくりを進めます。

施策・事業名	取組内容	実施主体
福祉まるごとサポートセンター（参加支援）	社会とのつながりが希薄になった方に対して、本人の状況や希望に寄り添いながら、地域活動や就労などへの参加を支援し、社会とのつながりの回復を目指します。	地域福祉課・市社協

・その他の事業の例

生活自立・仕事相談センター、コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーターなど

(3) 地域づくり支援

地域資源を幅広く把握し、それらを生かしながら、世代や属性を超えて住民同士が交流し、支え合うことができる多様な場や居場所の整備を推進します。また、地域住民の主体的な活動を支援するため、交流・学びの機会の創出を図るとともに、個人や団体、関係機関等をつなぐコーディネート機能の充実に取り組みます。

さらに、地域活動やボランティア活動、文化・スポーツ活動、地域行事等の活性化を図るとともに、新たな活動の立ち上げや継続・発展を支援し、多様な主体が連携・協働できる環境づくりを進めます。

あわせて、民生委員活動や地区部会活動等を通じて把握した市民の困りごとを相談支援や必要な支援につなげるとともに、市民の気づきを専門職へ、専門職の知見を地域活動へとつなぐことで、地域全体で課題を共有し解決に取り組む体制づくりを進めます。

これらの取組みを通じて、多様な地域活動が生まれやすい環境を整備するとともに、住民、地域団体、関係機関等が相互に支え合いながら地域生活課題の解決に取り組むことができる持続可能な地域づくりを推進します。

施策・事業名	取組内容	実施主体
コミュニティソーシャルワーカー【地域支援】 (再掲)	市社協各区事務所に配属されたコミュニティソーシャルワーカーが、地域で困りごとを抱えている方を支援するため、地域に不足するサービスの創出、地域資源と支援ニーズとのマッチング、複雑化・複合化した生活課題の包括的な支援体制へのつなぎなどを実施します。	市社協
生活支援コーディネーター（再掲）	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、生活支援コーディネーターが、地域の支え合いの仕組みをつくる各種活動を行います。 【主な活動】 地域資源の調査、支援ニーズの把握、地域に不足するサービスの創出、地域資源と支援ニーズとのマッチング	地域包括ケア推進課

・その他の事業の例

あんしんケアセンター、シニアリーダー養成講座・地域活動支援、地域介護予防活動支援、介護支援ボランティア制度、地域活動支援センター、子育て支援館、地域子育て支援センター、子育てリラックス館、ボランティアセンター、ちばし地域づくり大学校、生涯現役応援センター、シニアのつながり応援プロジェクトなど

(4) 権利擁護・虐待防止等

子どもから大人まで、誰もが住み慣れた地域で尊厳を持って自分らしく暮らすためには、基本的人権を守る権利擁護と、あらゆる虐待の根絶が不可欠です。成年後見制度など、一人ひとりの人権を守るための相談支援を充実させるとともに、福祉関係機関と地域住民のネットワークを強化し、虐待の早期発見と孤立させない地域づくりを一体的に進めます。

特に、近年、世帯の単身化が進むなか、頼れる身寄りがいない高齢者等への支援が急務となっています。こうした高齢者等は、入院や施設入居時の身元保証人の不在、認知症発症時の財産管理や医療同意の難しさ、さらには孤立死のリスクや死後事務の担い手不足といった多様な課題に直面しています。

また、犯罪をした人等が地域の中で日常生活を営む上で抱える問題も、規範意識の低下、生育環境や家庭環境、虐待や貧困の問題など、複雑化・複合化した内容であることが多く、これらの人への支援に際しては、行政と民間相談支援機関が連携し、分野横断的かつ切れ目のない対応が求められます。

施策・事業名	取組内容	実施主体
高齢者虐待の防止	高齢者虐待防止のパンフレットによる啓発と相談窓口の周知を行うとともに、早期発見・早期対応に向けて関係機関との連携強化を図ります。	地域包括ケア推進課、高齢福祉課、介護保険事業課
障害者虐待の防止	各保健福祉センターに障害者虐待防止センターを設置し、通報に対応するとともに、一時的に保護する居室を確保するなど障害者の権利・尊厳を脅かす虐待を防止します。さらに、障害者を養護している家族等（養護者）が介護疲れなどの原因で虐待を行わないよう、養護者の支援を行います。 また、障害者虐待の防止に係る講演会などの啓発活動を実施します。	障害者自立支援課

・その他の事業の例

孤独死防止通報制度、エンディングサポート（終活支援）事業、障害者への情報保障、重度強度行動障害支援、こどもの権利救済相談室（ちばふらっと）、児童虐待・DVへの対応、未成年後見制度の利用促進、里親制度の推進、住宅確保要配慮者への円滑入居支援、不登校児童生徒支援、日常生活自立支援事業、成年後見支援センターなど

成年後見制度利用促進基本計画に関連する事業は第6章参照

再犯防止の推進に関連する事業は第7章参照

（5）市内・市社協等の連携体制

地域のつながりの希薄化や地域生活課題の複雑化・複合化に伴い、単一の主体で様々な課題を解決することは困難となっています。また、福祉人材や地域リソースの不足も深刻化しており、限られた資源を最適化するため、多様な専門機関、地域、企業等の連携と協働の強化が必要です。

施策・事業名	取組内容	実施主体
地域力向上班会議	事務分掌規則に基づかないバーチャル組織で、地域共生社会の実現に向けた施策について部局横断的に幅広く検討を行います。	地域福祉課
市と市社協との協議の場	市と市社協の職員による実務的な協議を定期的に行います。	地域福祉課、市社協

・その他の事業の例

民間企業等との連携、公民共創の推進、公益活動団体の連携促進、多職種連携の推進、高齢者の見守りサービスに対する補助制度、社会福祉法人の「地域における公益的な取り組み」への支援

地域力向上班会議

複雑化・複合化した地域生活課題が増加し、各部署の専門的な支援制度単独では対応が困難になってきたことに伴い、市内の縦割りを排して部局横断的に幅広く検討を行う「地域共生社会推進事業部」を平成29(2017)年に設置しました。

「地域力向上班」は、この部の下に設けられた4つの班の1つで、住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくりの支援を目的としています。規則に基づかない組織の柔軟性を生かし、議題に応じて関連する部署が協議を行えるよう、構成メンバーを固定していないのが特徴です。

包括的な支援体制を整備する際にもこの会議において協議し、千葉市に適した方法を模索し

4 包括的な支援体制の現状・課題と今後の方向性

包括的な支援体制を持続的かつ効果的に推進するためには、市民への直接支援だけでなく、地域住民、地域団体、民間事業者、支援関係機関及び行政がそれぞれの役割を果たしながら連携し、地域全体で支援が必要な方や世帯を支える仕組みづくりが重要です。

千葉市では、福まるを中心として支援関係機関への支援や連携強化に取り組むとともに、地域における支え合いの基盤づくりを進めます。

また、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域づくりが求められています。

千葉市の現状と課題を踏まえ、連携する主体が、中長期的な視点に立って目指す方向性と将来像を共有するとともに、その実現に向けて取組みを推進していきます。

(1) 支援関係機関の連携強化に向けた主な取組みの例

支援者が孤立したり、過度な負担を抱え込んだりすることで支援が滞ったり、燃え尽きたりすることのないよう、支援者同士がつながり、支え合える環境づくりに取り組みます。あわせて、支援者同士が学び合いながら連携を深め、支援力の向上を図ることで、支援を必要とする人や世帯へのより適切かつ効果的な支援につなげています。

また、行政の縦割りに横系を通して制度の狭間を狭めるとともに、制度の適切な運用や創設・拡大、解釈の見直しなど、庁内において調整を行います。

ア 関係機関との連携強化に向けた会議

項目	概要
シェルター会議	福まると障害者基幹相談支援センターが共催で、年1回開催している会議です。 「今日泊まる場所がない」等の緊急時の支援に対応するため、対応スキルの向上と関係機関の情報共有を図っています。
区相談支援機関連携会議	保健福祉センター関係課や地域の支援関係機関が参加のもと、区における包括的な支援体制に関する協議の場を設け、定期的な情報共有や意見交換を行っています。こうした取組みを通じて、顔の見える関係づくりを進めるとともに、関係機関相互の連携を強化し、複雑化・複合化した課題を抱える方や世帯への包括的な支援体制の充実を図っています。令和8年度現在は中央区で実施していますが、今後は各区の実情を踏まえながら、他区への展開についても検討します。

イ 包括的な支援を担う人材の育成

項目	概要
新つながり隊	千葉県弁護士会所属の弁護士と福祉・医療関係者によるグループワークや、弁護士によるミニ講座を行う研修を四半期に1回開催しています。福祉・医療の現場では、権利擁護や債務整理、退院支援など法律的な課題に直面する場面が少なくありません。一方、弁護士が関わる現場でも、法的課題の背景に生活困窮や精神疾患、社会的孤立など複合的な福祉的課題を抱える方への対応にあたり、法的支援だけでは解決が難しいケースを福祉や医療などの適切な支援機関につなぎ、継続的な支援につなげることが求められています。本研修では、司法・医療・福祉の相互理解を深め、顔の見える関係を構築しています。

項目	概要
福まる研修	断らない相談支援体制の整備を推進するため、支援関係機関の職員および市職員を対象とした研修を年1回開催しています。 研修では、基調講演などを通じて包括的支援に対する理解の促進を図るとともに、関係機関相互の連携強化に努めています。

ウ 行政機関内の調整

項目	概要
動物保護指導センターと福まるの連携	多頭飼育問題への対応では、動物福祉と人の福祉の両面に配慮した支援が不可欠です。 人と動物の双方の福祉の向上を目指して、飼養者への支援や生活環境の改善に取り組んでいます。

(2) 課題と今後の取組みの方向性

高齢・障害・生活困窮などの分野ごとの支援制度は整備されていますが、福まるには、既存の制度だけでは対応が難しい複雑化・複合化した課題を抱える方や世帯からの相談が多く寄せられています。

福まるでは、こうした相談支援を通じて、地域生活課題や既存の制度・地域資源では十分に対応できていない課題を把握するとともに、支援に必要な地域資源の状況を把握・分析しています。

これらの分析・検証を通じて、今後必要となる施策や地域資源、多機関による支援体制のあり方を整理し、課題に応じた取組みを推進していきます。

また、支援を必要とする方や世帯を地域全体で支える包括的な支援体制を充実させるため、地域住民や多様な主体が地域活動に参加しやすい環境づくりを進めるとともに、社会情勢や地域生活課題の変化、事業の実施状況等を踏まえながら、継続的な評価・検証を行い、必要に応じて取組みの見直しや充実を図ります。そのため、包括的な支援体制の充実に向け、今後の課題と取組みの方向性を以下にまとめました。

ア 地域における見守り・支え合い機能

	概要
課題	少子高齢化や将来的に予測される人口減少、地域住民同士のつながりの希薄化により、地域における見守りや支え合いの機能の低下が懸念されています。 また、地域活動の担い手の高齢化や固定化が進み、新たな担い手の確保が難しくなっています。 このため、多様な世代や主体が地域福祉活動に参加しやすい環境づくりを進めるとともに、地域の支え合い機能を維持・強化していく必要があります。
今後の取組みの方向性	・町内自治会、民生委員・児童委員、地区部会などとの連携により、地域における見守り活動や声かけ活動を推進します。 ・地域住民が気軽に参加できる交流の場や居場所づくりを支援し、地域内のつながりの強化を図ります。 ・福祉教育やボランティア活動の機会の充実を図り、新たな担い手の確保・育成につなげます。

イ 早期発見・早期支援の仕組み

	概要
課題	高齢化や単独世帯の増加、地域とのつながりの希薄化などにより、支援が必要な方や世帯が地域の中で把握されにくくなっています。また、自ら相談することが難しい方や制度につながっていない方も存在しており、課題が深刻化してから支援機関につながるケースも見られます。 このため、地域住民や関係機関による見守りや気づきを支援につなげる仕組みを強化し、課題の早期発見・早期支援を推進していく必要があります。
今後の取組みの方向性	・町内自治会、地区部会、民生委員・児童委員、社会福祉法人、NPO、ボランティア団体、企業、学校、医療機関などの関係機関等との連携により、支援が必要な方や世帯の気づきを情報共有する仕組みを整備し、早期の支援につなげます。 ・地域における見守り活動と連携したアウトリーチを推進し、支援につながっていない方や世帯の把握に努めます。

ウ 複雑化・複合化する課題への対応

	概要
課題	課題を抱えている世帯の中には、8050 問題やヤングケアラー、ひきこもり、生活困窮など、複数の課題が重なり合っている世帯や、制度や支援関係機関ごとの縦割りにより、支援の狭間に置かれる世帯が多くあります。これらの世帯が抱える課題は福祉分野だけで解決できるものではなく、医療、介護、就労、教育など多分野にまたがる対応が求められます。
今後の取組みの方向性	・複雑化・複合化した課題に対応していくため、多機関による会議や支援調整の仕組みを充実させます。 ・分野横断的な研修や意見交換を通じて、関係機関の連携強化と支援力の向上を図ります。

エ 関係機関の連携強化

	概要
課題	福まるをはじめとする支援関係機関が質の高い支援を提供するためには、それぞれの専門性を高めるとともに、支援関係機関相互の情報共有を進め、顔の見える関係性を構築することで、円滑かつ効果的な連携体制を充実させることが重要です。 また、多様化する相談内容に対応するため、支援者一人ひとりの専門性や対応力の向上を図る必要があります。
今後の取組みの方向性	・事例検討会や研修を継続的に実施し、支援者の専門性や対応力の向上を図ります。 ・支援関係機関による情報共有や協議の場を充実し、円滑な連携体制を整備します。 ・福まるを中心とした多機関協働による支援調整機能の強化を図ります。

オ 地域資源の充実

	概要
課題	住民の抱える課題やニーズは多様化しており、既存の制度やサービスだけでは十分に対応できないケースも見られます。また、地域によって利用できる社会資源に差があるほか、必要な支援につながるための情報が十分に行き届いていない状況もあります。 このため、地域の実情やニーズを踏まえながら、新たな地域資源の創出や既存資源の有効活用を進めていく必要があります。
今後の取組みの方向性	・ 町内自治会、地区部会、民生委員・児童委員、社会福祉法人、NPO、ボランティア団体、企業、学校など関係機関等との連携により、地域生活課題の把握を進めます。 ・ 既存の制度やサービスでは対応が難しいニーズに対し、居場所づくり等の新たな地域資源の創出を支援します。 ・ 地域資源に関する情報の整理・発信を進めます。

(3) 目指す方向性と将来像

千葉市が目指す包括的な支援体制は、特定の支援関係機関のみが担うものではなく、地域住民、地域団体、支援関係機関および行政がそれぞれの役割を果たしながら、支援が必要な方や世帯を地域全体で支える仕組みです。

庁内をはじめ、あんしんケアセンター、障害者基幹相談支援センター、生活自立・仕事相談センターなどの支援関係機関、地域住民など、あらゆる人と資源が連携し、制度の狭間にある課題にも対応できる包括的な支援体制の整備を推進します。

また、福祉教育や地域活動等を通じて支え合いの意識の醸成を図るとともに、地域における見守りや支え合い活動を通じて、支援を必要とする方や世帯を早期に把握し、適切な支援につなげる体制の充実を進めます。

さらに、相談支援、社会参加に向けた支援および地域づくり支援を一体的に推進することで、困ったときに安心して相談できる環境を整えるとともに、人と人、人と地域とのつながりを大切にした地域づくりを進めます。

これらの取組みを通じて、誰もが地域社会の一員として尊重され、必要な支援につながりながら住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現を目指します。